配偶者等からの暴力防止 及び被害者支援基本計画 (第4次)

平成29年3月



■ ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence) とは 一般的に「配偶者や恋人など親密な関係にある(あった)者から振るわれる暴力」 という意味で使われ、「DV」と略されます。

配偶者等からの暴力を許さない 社会の実現を目指して



配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス(DV))は、決して許してはいけません。男女の固定的な役割分担意識、経済力の格差などを背景とした暴力行為は、重大な人権侵害です。家庭内や個人的な関係で行われることから発見や対応が遅れ、不幸な事件となることもあるこうした暴力をなくすことは、すべての人の願いです。

平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が施行されてから15年以上が経過し、「DV」や「ドメスティック・バイオレンス」という言葉は広く知られるようになりました。埼玉県においても、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第3次)」に基づき、DVに係る各種施策を推進し、被害者が声を上げられる環境と相談体制の整備等を進めてまいりました。しかし、相談をためらう潜在的な被害者や、DVを目の当たりにして育った子どもなど、支援が十分に行き届いていない方々もいらっしゃいます。

このような現状を踏まえ、このたび、平成33年度を目標年度とする第4次計画を新たに策定しました。この計画では、従来からの取組を一層推進するとともに、相談体制を充実し、子どもの心のケアにも重点的に取り組んでまいります。また、デートDV(交際相手からの暴力)の予防啓発の推進などを通し、一人一人の人権を尊重する社会づくりを目指します。

私は、この計画が人権尊重の意識を浸透させ、暴力を許さない、誰もが安心して生活できる社会の実現の大きな原動力となることを願っております。市町村をはじめ、関係機関・民間団体の皆様と十分な連携を図り、計画の推進に全力で取り組んでまいります。県民の皆様には、更なる御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、この基本計画策定に携わっていただいた策定委員の皆様をはじめとして、貴重な御意見、御提言をいただきました多くの県民の方々、御協力いただきました皆様に心から御礼申し上げます。

平成29年3月

埼瑶知事上田清司

目 次

第	1	計画の基準	本的な考え方	
	1	計画策定の起	取旨	1
	2	計画の位置作	寸け	1
	3	計画の対象と	とする暴力	2
	4	計画の期間・		3
	5	計画の目標・		3
	6	計画を推進す	するための基本的な視点	4
	7	DVの現状と	と計画推進の方向	5
	8	計画の体系・		16
	9	計画の推進体	本制	18
第	2	計画の内容	홍	
	1	重点施策 …		19
	2	基本目標と第	実施施策	23
		基本目標 I	暴力を許さない社会づくりの推進	23
		基本目標Ⅱ	被害者の安全確保と支援体制の充実	27
		基本目標Ⅲ	安心して生活再建するための自立支援の充実	39
		基本目標IV	子どもの安全確保と健やかな成長への支援	47
		基本目標V	民間団体との連携・協働の推進	51
		基本目標VI	施策の推進に必要な調査・研究	54
参	考資	料		
	1	計画策定の終	圣緯	57
	2	D V 被害者习	支援の流れ	60
	3		支援ネットワーク	61
	4	関係法令等		66
		・配偶者から	らの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	
			5の暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する	
			方針(概要)	
		DV対策に	ご関する埼玉県の主な取組 - 関する埼玉県の主な取組	
	5	用語の解説・		76

[◆]文中に*を付した語句については、76ページ以降の「用語の解説」を御参照ください。

第1 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス*、以下「DV」という。)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。外部からその発見が困難な家庭内や個人的な関係において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者(性別は問わない。以下同じ。)に罪の意識が薄いという傾向が見られます。このため、周囲も気がつかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があり、被害者の救済が困難な状況にあります。

DVは、男女の固定的な役割分担意識、経済力の格差など、今日の社会における構造的な問題であり、男女共同参画社会を実現する上で克服すべき重要な課題です。

女性に対する暴力は、平成7年の第4回世界女性会議において優先度の高い重大な問題の一つとして位置付けられてから、国際的にも大きく取り上げられるようになりました。

このような状況の下、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「配偶者暴力防止法」という。平成25年の改正により、法律の題名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律*」に改められた。)が制定されました。

本県では、男女の人権が尊重された活力ある男女共同参画社会・埼玉の実現を目指して、「埼玉県男女共同参画推進プラン」において「女性に対する暴力の根絶」を基本目標の一つと位置付け、DVに係る意識啓発を行うとともに、DV対策を推進してきました。

また、平成16年の配偶者暴力防止法改正を踏まえ、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」(以下「計画」という。)を策定し、積極的にDV対策に取り組んできました。

DV対策に当たっては、被害者だけでなく、配偶者等からの暴力が行われている家庭の子どもや親族に及ぼす影響も見逃すことはできません。被害者が自らの意思に基づき、安全に安心して平穏な生活を送ることができるよう、関係機関等が連携を図って、被害者が必要とする支援を行うことが重要です。

本計画は、これまでの取組を一層進めるとともに、市町村の取組に対する支援を充実し、 県全体のDV対策を推進するため、新たな「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本 計画(第4次)」として策定するものです。

2 計画の位置付け

○ 配偶者暴力防止法第2条の3第1項の規定に基づき、国の基本方針に即して策定する埼玉県の基本的な計画です。

- 「埼玉県男女共同参画基本計画*」の基本目標「女性に対するあらゆる暴力を根絶する」を目指すための計画として位置付けます。
- 市町村など関係機関や民間の支援団体と相互に連携して施策の推進に取り組むため の計画です。

3 計画の対象とする暴力

計画(第3次)で対象とした次の暴力に加え、ストーカー行為*など特定の相手からの暴力についても新たに対象とし、対応を進めることとします。

- 配偶者暴力防止法第1条で規定する配偶者(事実婚、元配偶者を含む。)及び同法 第28条の2に基づき同法を準用する生活の本拠を共にする交際相手からの暴力
- 上記に該当しない交際相手からの暴力

■ 身体的暴力

殴ったり蹴ったりするなど、直接何らかの有形力を行使するもの例) 平手でうつ / 足でける / 身体を傷つける可能性のある物でなぐる / げんこつでなぐる / 刃物などの凶器をからだにつきつける / 髪をひっぱる / 首をしめる / 腕をねじる / 引きずりまわす / 物をなげつける

■ 精神的暴力

心無い言動等により、相手の心を傷つけるもの

例)大声でどなる / 「誰のおかげで生活できるんだ」「かいしょうなし」などと言う / 実家や友人とつきあうのを制限したり、電話や手紙を細かくチェックする / 何を言っても無視して口をきかない / 人の前でバカにしたり命令するような口調でものを言ったりする / 大切にしているものをこわしたり、捨てたりする / 生活費を渡さない / 外で働くなと言ったり仕事をやめさせたりする =経済的暴力子どもに危害を加えると言っておどす =子どもを利用した暴力なぐるそぶりや、物をなげつけるふりをして、おどかす

■ 性的暴力

嫌がっているのに性的行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しないといったもの

例) 見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる / 嫌がっているのに性行為を強要する / 中絶を強要する / 避妊に協力しない

4 計画の期間

平成29年度(2017年度)から平成33年度(2021年度)までの5年間

5 計画の目標

配偶者等からの暴力を許さない社会の実現

基本目標 I 暴力を許さない社会づくりの推進【啓発・予防(教育)】

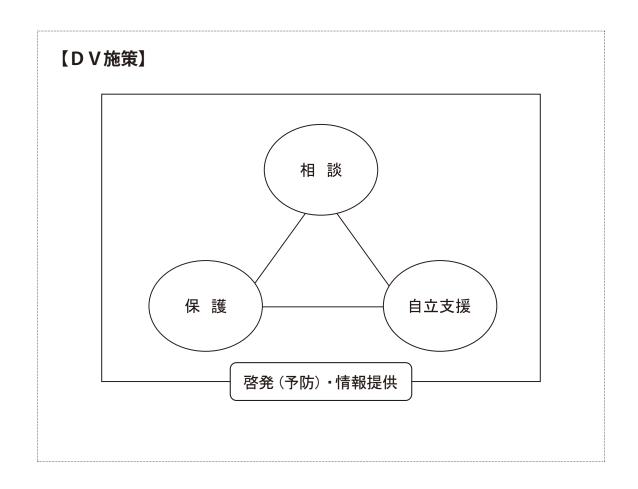
基本目標Ⅱ 被害者の安全確保と支援体制の充実【相談・保護】

基本目標Ⅲ 安心して生活再建するための自立支援の充実【自立支援】

基本目標IV 子どもの安全確保と健やかな成長への支援

基本目標V 民間団体との連携・協働の推進

基本目標VI 施策の推進に必要な調査・研究



6 計画を推進するための基本的な視点

- 被害者の立場に立った切れ目のない支援
- 関係機関等の連携
- 被害者及びその関係者に対する安全の確保への配慮
- 地域の状況の考慮

なお、計画の推進に当たり、県及び市町村の役割等は次のとおりとします。

県

広域的な自治体として、広域的、先駆的、専門的な施策を推進する役割を担う。特に、福祉、児童、保健、医療、就労、警察、司法など各分野の専門機関、民間団体等との広域的な連携の強化を図るとともに、市町村の取組に対する支援体制を充実する。また、施策の推進に関する総合調整機能を発揮し、人材育成などを含む県全体のDV対策の推進体制の強化を図る。県の配偶者暴力相談支援センター*(婦人相談センター*及び男女共同参画推進センター*)は被害者支援の中核として相談等を行うとともに市町村に対する助言や情報提供、広域調整等を行う。

市町村

基礎的な自治体として、被害者とその家族にとって身近な相談窓口であり、被害の発見や相談への対応、安全の確保、被害者の自立において必要な多くのサービスの提供等、重要な役割を担っている。このため、被害者の状況、緊急度等を的確に把握して、関係する市町村内外の機関との連携を速やかに図る体制を整備し、被害者の個々の事情に応じた適切な支援を行っていく必要がある。

また、配偶者暴力防止法において努力義務となっている「市町村基本計画」の策定と「配偶者暴力相談支援センター」の設置についても、取組を進めていく必要がある。

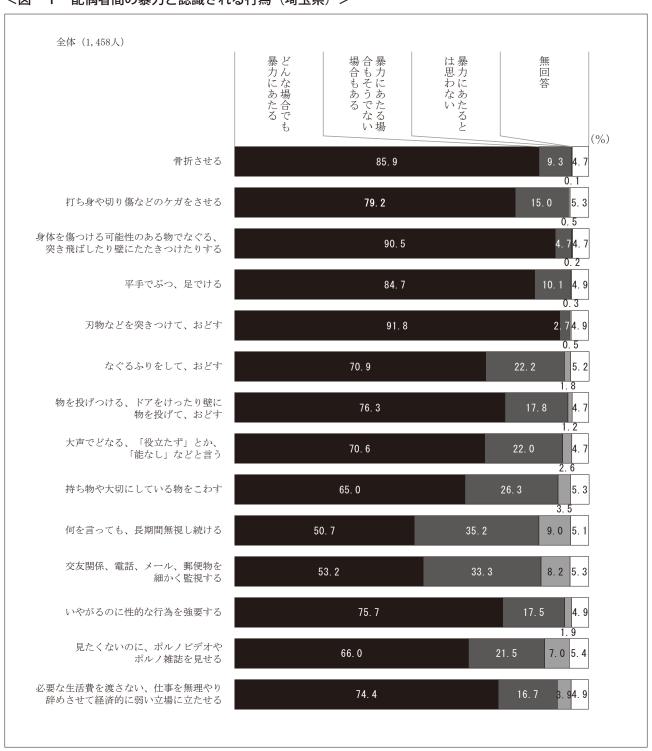
7 DVの現状と計画推進の方向

(1)配偶者等からの暴力

県が実施した「平成27年度男女共同参画に関する意識・実態調査」によると、配偶者 (夫婦)間において「どんな場合でも暴力にあたる」と考える人が多いのは、「骨折させる」 など「身体的暴力」に関するものです。

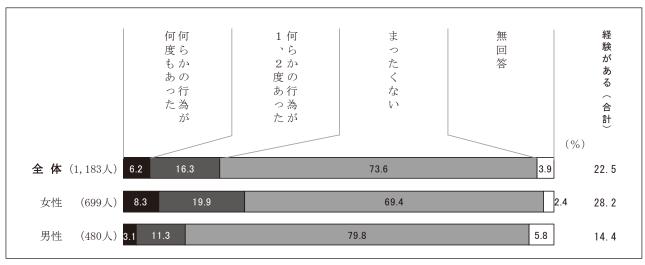
一方、「何を言っても、長時間無視し続ける」などの「精神的暴力」などは「暴力に当 たると思わない」と考える人も多くいます。

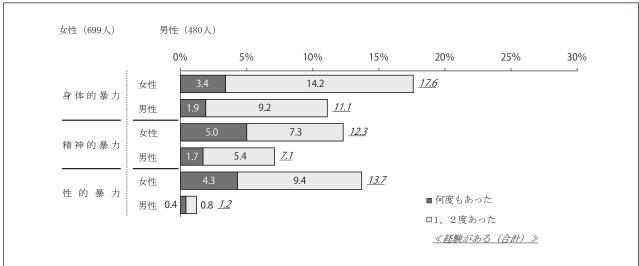
<図-1 配偶者間の暴力と認識される行為(埼玉県)>



同調査において、現在又は過去に配偶者(事実婚、元配偶者を含む。)がいる(いた)人のうち、配偶者等からの何らかの暴力の被害経験のある人は5人に1人に上り、女性においては3人に1人となっています。

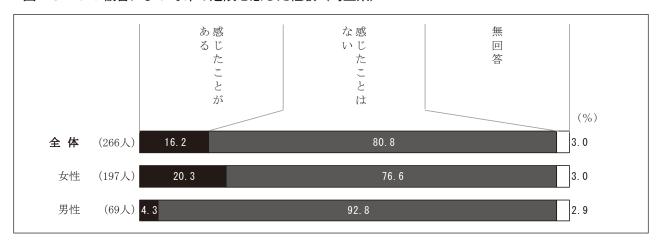
<図-2 配偶者等からの被害経験(埼玉県)>



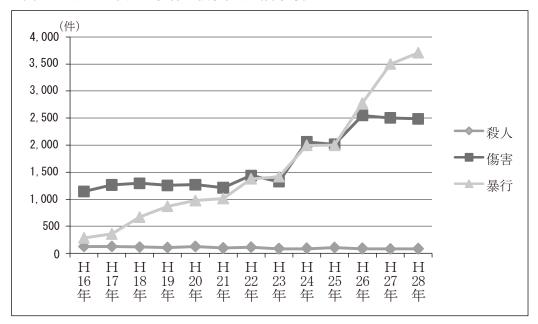


被害の経験がある方のうち、女性の5人に1人は相手の行為によって命の危険を感じたことがあると回答しています。

<四-3 DV被害によって命の危険を感じた経験(埼玉県)>

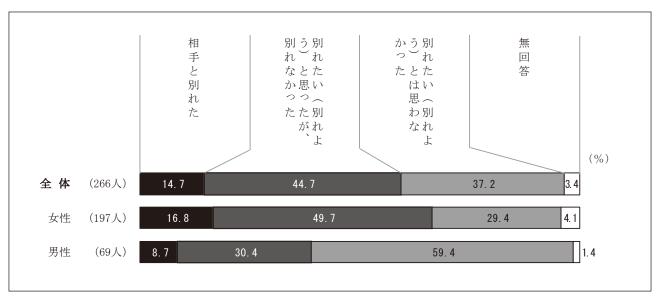


<図-4 夫から妻への犯罪の検挙状況(警察庁)>



その一方で、暴力を受け、実際に相手と別れたい(別れよう)と思ったが別れなかった 人が5割近くを占めています。

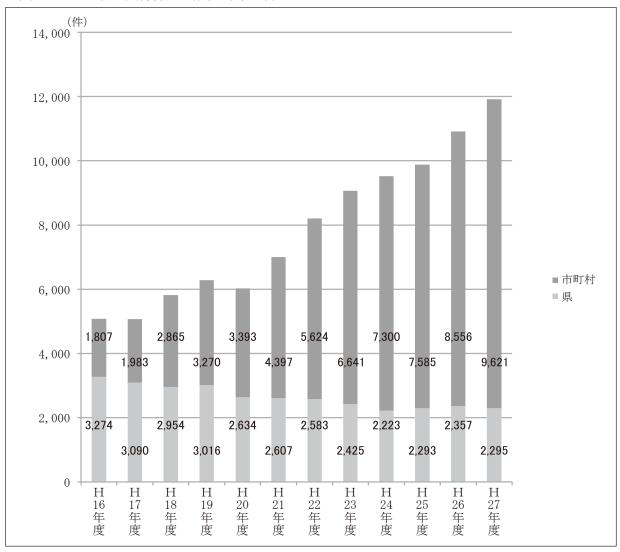
<図-5 暴力を受けた時の対処(心情)(埼玉県)>



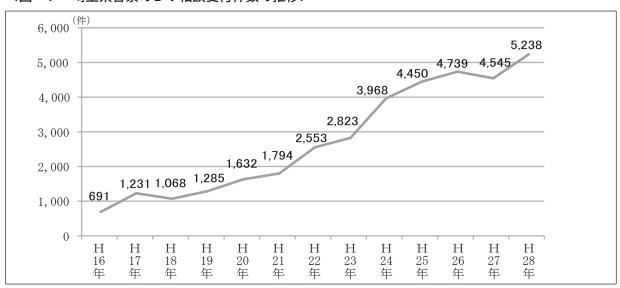
(2) 相談

被害者の相談については、県配偶者暴力相談支援センターや福祉事務所、市町村、警察など各機関で行っており、件数は右肩上がりとなっています。

<図-6 DV相談受付件数の推移(埼玉県)>

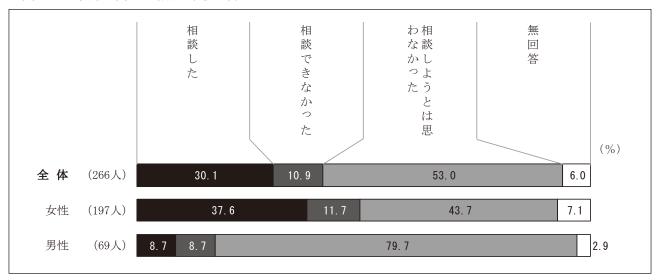


<四-7 埼玉県警察のDV相談受付件数の推移>



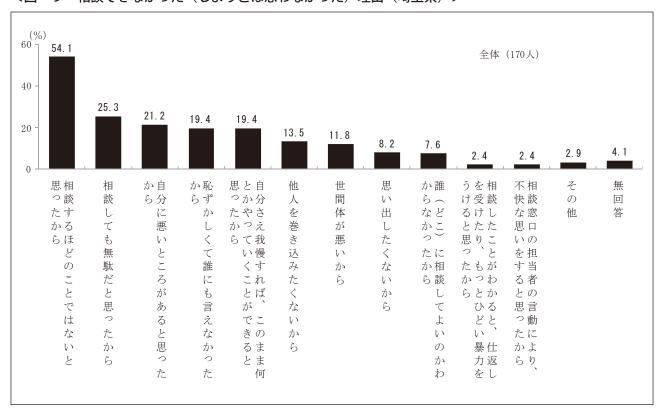
被害者の実数は把握できませんが、県が実施した「平成27年度男女共同参画に関する 意識・実態調査」によると被害経験者のうち相談した人は約3割にすぎないことから、潜 在的な被害者が未だ数多く存在すると考えられます。

<図-8 暴力に関する相談(埼玉県)>



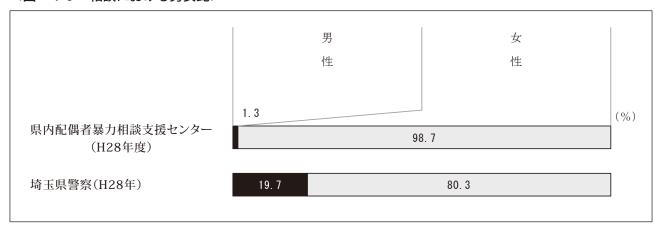
被害経験者のうち相談しなかった理由として、「自分に悪いところがあると思ったから」「恥ずかしくて」「自分さえ我慢すれば」についてそれぞれ5人に1人が回答しています。「誰(どこ)に相談してよいのかわからなかったから」という回答も1割弱あり、相談窓口の周知や相談をしやすい環境づくりが必要です。

<図-9 相談できなかった(しようとは思わなかった)理由(埼玉県)>



なお、DVの被害者は性別を問いませんが、相談の割合は女性が多くなっています。誰もが相談しやすいよう、男性相談員による男性相談を県男女共同参画推進センターにおいて平成25年から開始しました。

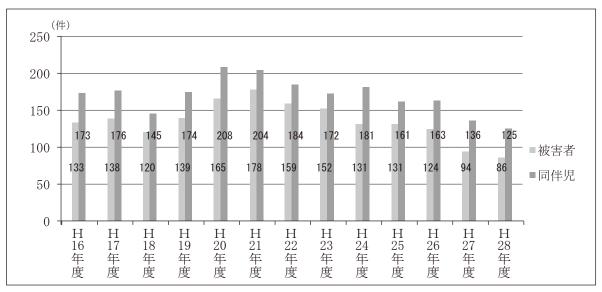
<図-10 相談における男女比>



(3)一時保護

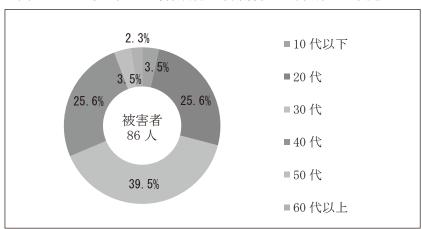
一時保護は、県一時保護施設で実施しています。被害者の様々な事情により、必要に応じて県内外の民間シェルター*や社会福祉施設*(一時保護委託)、他県の施設保護との広域相互利用なども活用していますが、件数は減少傾向にあります。

<図-11 DV被害者の一時保護件数の推移(埼玉県)>

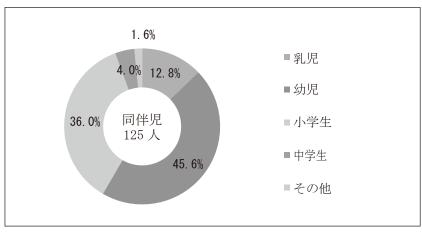


一時保護者の年齢別状況では約7割を20代~30代で占めています。被害者が子どもを同伴するケースも多く、被害者本人の数を子どもが上回っている現状にあります。虐待*を受けた子ども(DVを目撃した子どもを含む)も多いことから、一時保護期間中においても保育や学習支援を含めた適切な援助が必要となっています。

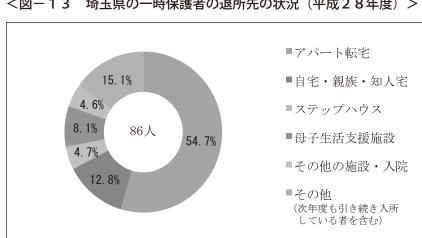
また、外国人被害者の支援に当たっては、在留資格や法律手続など複雑な対応が必要と なる場合が多いことから、外国人支援を行っている団体等と連携した支援や外国語通訳を 介した相談を行っています。



<図-12 埼玉県の一時保護者の年齢別状況(平成28年度)>



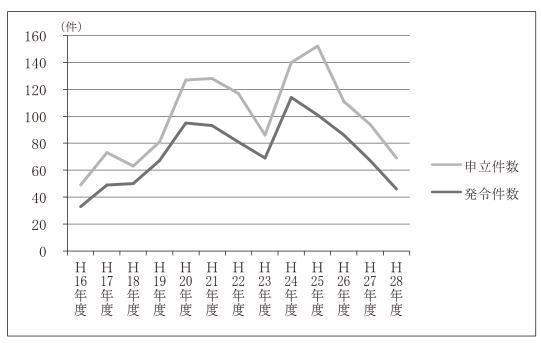
一時保護期間中には、退所後の生活設計に向けての様々な支援を行っています。退所先 としては、約6割をアパート転宅が占め、そのうち約4分の3が県外となっています。転 宅に際しては、多くの場合、保証人や緊急連絡先の確保に苦労している状況にあります。



<図-13 埼玉県の一時保護者の退所先の状況(平成28年度)>

(4) 保護命令*

保護命令制度は、被害者やその子どもの安全を図る上で、一時保護と並んで有効な制度です。警察、裁判所等と連携し、制度に関する情報提供及び活用について引き続き取り組みます。



<図-14 さいたま地方裁判所管内の保護命令発令件数>

(5) 自立支援

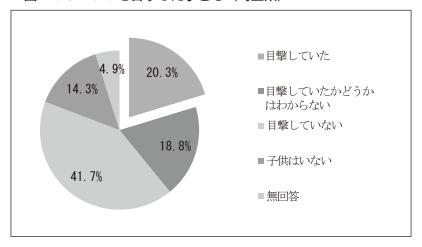
被害者の自立支援は、本人の意向と安全性の確保に配慮して行っています。

自立支援の内容は、経済的な支援にとどまらず、福祉、住宅、就業支援、子どもの教育など多岐にわたります。県配偶者暴力相談支援センターでは様々な情報提供を行っています。また、市町村が被害者のそれぞれ異なる事情に配慮した支援ができるよう、県として支援することも必要です。

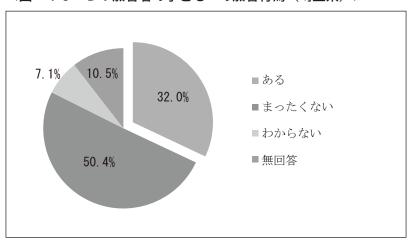
被害者が自立するに当たっては、被害者自身の心の回復が重要となります。

さらにDVを目の当たりにした子ども(いわゆる面前DVで心理的虐待を受けている子ども)や直接虐待を受けた子どもも多く、被害者の自立に当たって子どもの支援も重要となっています。子どもの支援にあたっては、児童相談所など関係機関との連携を図って対応しています。

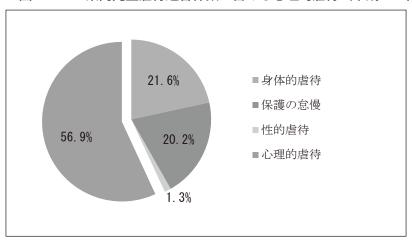
<四-15 DVを目撃した子ども(埼玉県)>



<四-16 DV加害者の子どもへの加害行為(埼玉県)>



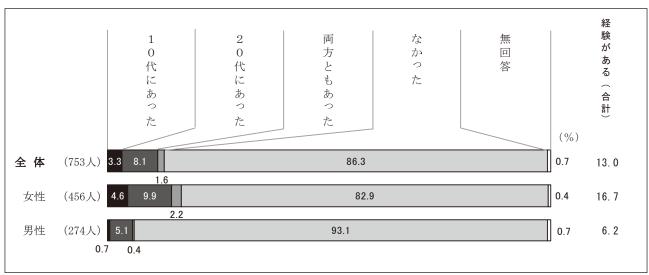
<図-17 県内児童虐待通告件数に占める心理的虐待(平成28年度)>



(6) 交際相手からの暴力

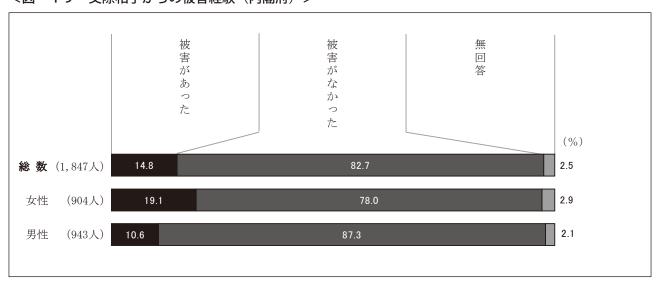
交際相手との間で、暴力の加害者にも被害者にもならない、お互いが対等な関係を作っていくことは、DVへの予防にもつながるものです。

県が実施した「平成27年度男女共同参画に関する意識・実態調査」によると、10代、20代に、交際相手から被害を受けたこと(いわゆるデートDV*)があった人は8人に1人に上ります。



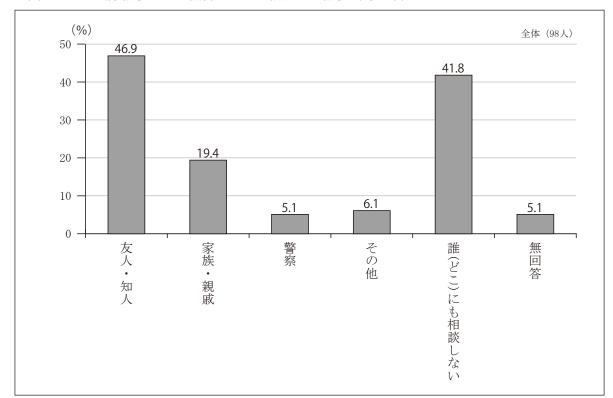
<図-18 交際相手からの被害経験(埼玉県)>

また、内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」(平成27年3月)において、 女性では5人に1人が被害を受けたと回答しています。



<図-19 交際相手からの被害経験(内閣府)>

一方で、相談先については被害を受けた人のうち4割の人が誰(どこ)にも相談しなかったと回答しました。



<四-20 交際相手からの被害について相談した相手(埼玉県)>

(7) 特定の相手からの暴力

ストーカー事案対策については、DVと同様に「女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組」として位置付けられます。

県が実施した「平成27年度男女共同参画に関する意識・実態調査」によると、「特定の異性から、執拗なつきまといや待ち伏せ、面会・交際の要求、無言電話や連続した電話・メールなどの被害があった」という回答は1割弱でした。

(8) 関係機関との連携

県では、平成13年度から「埼玉県ドメスティック・バイオレンス対策関係機関連携会議*」(以下「DV対策関係機関連携会議」という。)を設置し、庁内関係各課所に加え庁外の関係機関とともに被害者が必要とする支援を円滑に行うための対応方法等の検討を行っています。

また、市町村でも被害者に対する具体的な支援を行っていくため、DV防止基本計画の 策定や市町村庁内連携会議設置促進のための支援を県で行っています。

このほか、民間団体等とも連携してDV対策を推進しています。

8 計画の体系

目標:配偶者等からの暴力を許さない社会の実現

	日本・旧門日子からの条グ	JEH CWO HEAVEN
基本目標	施策の柱	施策の基本的な方向
	1 県民への意識啓発と地域における理解の促進	①DV防止に係る広報・意識啓発 ②人権啓発の推進
I 暴力を許さない社会 づくりの推進	2 暴力防止に向けた学校教育 等の推進	①人権教育の推進 ②非行防止教室の開催 ③適切な性に関する指導の推進 ④教員等に対する研修
	3 若年者に対する予防啓発の 推進	①デートDV 防止啓発の推進 〈重点 1〉 ②教員を対象としたデートDV防止指導の実施
	4 子どもに及ぼす影響に関する 理解の促進	①DVが子どもに及ぼす影響に関する啓発 ②教員、保育従事者への研修の実施
	1 早期発見のための取組強化	①医療関係者向けの広報・意識啓発 ②保健や福祉に関する業務を通じた被害者の発見の 促進 ③民生委員・児童委員等への広報や研修の実施
	2 警察における被害防止活動 の推進	①適切な対応策の助言と援助の実施 ②加害者の検挙、指導及び警告その他の適切な措置 〈重点 2〉 ③加害者の更生のための働きかけの実施 ④再被害防止措置の実施 ⑤警察職員に対する研修の強化
Ⅱ 被害者の安全確保	一3 相談体制の充実	①婦人相談センターにおける相談・支援機能の強化②県男女共同参画推進センターにおける相談・支援機能の強化③県福祉事務所の相談・支援機能の強化④警察におけるDV被害者等の相談対応 ⑤市町村における相談機能等強化への支援〈重点3〉 ⑥民間団体における相談に対する支援 ⑦専門的な相談等への対応強化 ⑧若年者向けの相談体制等の充実 〈重点4〉
と支援体制の充実	4 保護体制の充実	 ①一時保護施設の機能強化と被害者への支援体制の充実 〈重点5〉 ②夜間・休日等の緊急保護体制の強化 ③民間シェルター等への支援 ④広域的な保護の実施 ⑤長期的な支援を要する被害者支援のあり方の検討 ⑥ステップハウスの整備等の検討
	5 外国人、障害者、高齢者への 支援	①外国人への支援②障害者への支援③高齢者への支援
	6 関係機関の支援ネットワークの充実	① 県域ネットワークの充実 ② 地域ネットワークの構築
	7 被害者に関する個人情報の 保護	①住民基本台帳制度等におけるDV被害者保護のため の支援措置の周知と適切な運用 ②関係機関における個人情報の適切な管理
	8 職務関係者の配慮と資質の 向上	①専門研修の充実 ②二次的被害の防止に向けた職務関係者研修の強化 ③地域別事例検討会の実施 ④DV相談ハンドブックの活用

基本目標	施策の柱	施策の基本的な方向
	1 住宅の確保に関する支援	①県営住宅の期限付入居制度等の実施 ②市町村営住宅における協力要請 ③民間住宅に対する働きかけ ④民間賃貸住宅への入居支援 ⑤住居確保給付金の支給
	一2 心の回復に関する支援	①継続的な心のケアの実施体制の検討 ②サポートグループ等による自立支援の充実 ③DV被害者とその子どもに対する心のケアの実施 〈重点6〉 ④民間団体による継続的自立支援(後出)
Ⅲ 安心して生活再建 するための自立支援	3 就業に関する支援	①配偶者暴力相談支援センターにおける情報提供 ②母子・父子福祉センターにおける就業支援 ③就業支援・職業訓練施策による支援 〈重点7〉 ④転居先の保育所等の優先随時入所の取扱い ⑤民間団体による継続的自立支援(後出)
の充実	4 経済的な支援	①生活保護の実施責任の明確化と適切な保護の実施②子育てに関する経済的な支援③経済的支援制度に関する周知④国民健康保険に関する取扱いの保険者への周知⑤介護保険に関する取扱いの保険者への周知
	- 5 法的手続に関する支援	──①法的手続に関する支援
	6 地域における支援協力者へ の支援	①民間団体等が地域で実施する集会への支援 ②民生委員・児童委員等への広報や研修の実施 (再掲)
	7 継続した支援	①安定的な自立に向けての継続的支援 〈重点8〉 ②民間団体による継続的自立支援 〈重点9〉
	1 早期発見と安全確保	①虐待の早期発見・早期対応の推進 ②教員、保育従事者への研修の実施 (再掲) ③被害者が同伴する子どもの一時保護
IV 子どもの安全確保 と健やかな成長への 支援	2 心身の健やかな発達への 支援	①DV被害者とその子どもに対する心のケアの実施 (再掲) ②子どもの心のケア対策の充実 ③被害者が同伴する子どもへの支援体制の充実
	──3 保育·就学·学習支援	①転居先の保育所等の優先随時入所の取扱い(再掲) ②被害児童生徒に関する適切な情報管理・就学に ついての情報提供 ③一時保護施設における保育・学習支援の充実 〈重点10〉
V 民間団体との連携・	1 民間団体との連携・協働の推進	①民間団体との連携の推進 ②専門的知見の活用・事業の協働実施 ③民間団体及び支援者等の安全確保
協働の推進	2 民間団体の育成・支援	①事業活動への支援 〈重点11〉②人材育成に関する支援③民間シェルター等への支援 (再掲)
VI 施策の推進に必要な 調査・研究	1 調査・研究の実施	①外国籍女性とその子どもへの支援のあり方や関係 法制の研究 ②被害者とその子どもの心理的支援に関する調査研究 ③被害の実態と支援に関する分析調査 ④加害者対策の推進体制に関する研究

9 計画の推進体制

- 庁内の関係課所で構成する「DV対策推進庁内会議」において、本計画の推進、連 絡調整、進行管理及び各施策の検証を行います。
- 庁内外の関係機関で構成する「DV対策関係機関連携会議」において、本計画の推進状況等に係る意見聴取を行います。また、被害者支援に当たり、関係機関の連携体制の構築を図ります。
- 県が設置する苦情処理機関「男女共同参画苦情処理機関*」において、DVに関する県の施策や人権侵害事案について、県民からの苦情申出を適切かつ迅速に処理します。

第2 計画の内容

1 重点施策

計画を推進するための実施施策の中から、重点的に取り組む施策として、次の11の施策を「重点施策」として定め、積極的に推進していきます。

基本目標 I 暴力を許さない社会づくりの推進



重点1 デートDV*防止啓発の推進(3①)

デートDVを未然に防ぐとともに現に被害にあっている生徒・学生の相談を促すため、各教育機関において若年者に対しデートDV防止啓発を行えるよう啓発資料を作成・配布し、講座を開催します。

啓発に当たっては、若年者の行動範囲の広さを考慮して手法を検討するとともに、 インターネットやスマートフォンの普及等の社会情勢を踏まえ、リベンジポルノ* の予防やSNS等を利用する際の注意点にも留意します。

- デートDV防止講座の実施 年5校以上
- デートDV啓発資料の作成・配布

基本目標Ⅱ 被害者の安全確保と支援体制の充実



重点 2 警察における加害者の検挙、指導及び警告その他の適切な措置(22)

現に暴力が行われていると認められるなど加害者の行為が犯罪行為に該当する場合は、直ちに被害者の安全を確保するとともに迅速な捜査を推進し、被害者の意向を踏まえつつ、DV・ストーカー等の加害者の検挙、指導及び警告を行います。

■ 加害者の検挙、指導及び警告その他の適切な措置



重点3 市町村における相談機能等強化への支援(35)

被害者にとって身近な市町村において、相談から保護・自立支援までの各種支援の窓口として行政手続等に対応する配偶者暴力相談支援センター*の設置を促進するため、設置を検討している市町村に対し、適切な助言と支援を行います。

また、市町村において複数の課題を抱えた被害者からの相談に迅速かつ的確に応じられるよう、市町村DV防止基本計画の策定や庁内外の関係機関によるDV対策連携会議の設置と円滑な運営など、体制構築を支援します。

市町村職員に対し、研修実施や市町村窓口からの個別事案について相談に応じるなど、市町村の相談・支援対応能力の向上を図ります。

- 配偶者暴力相談支援センター設置市町村数16市(平成28年7月1日現在) →29市(平成33年度末)
- **DV防止基本計画の策定市町村数** 60市町(平成28年4月1日現在) →全市町村(平成33年度末)
- 庁内外の関係機関とのDV対策連携会議を設置する市町村数 27市町(平成28年4月1日現在) →全市町村(平成33年度末)

重点 4 若年者向けの相談体制等の充実(38)

県配偶者暴力相談支援センター、教育委員会、学校及び関係機関が連携し、情報 共有などを通して、若年者の相談において幅広く適切な対応ができるようアドバイ スを行います。

- 教育関係者向け研修会 年1回以上
- デートDV防止啓発ハンドブックや啓発リーフレットを活用した学校での相談 体制の充実とデートDVへの取組強化

重点 5 一時保護施設の機能強化と被害者への支援体制の充実(4①)

DV被害者の課題に応じ、迅速かつ適切な保護を確保するため、一時保護施設と 市町村や関係機関等との連携を強化し、被害者の自立に向けた支援体制の充実を図 ります。

一時保護施設において被害者が同伴する子どもに対して適切な心のケアが行えるよう、組織体制の充実を図ります。

- 多様な被害者の状況を考慮した 関係機関等を対象とした研修会等の開催 年7回以上
- 被害者が同伴する子ども(3歳以上に限る)の面接実施

基本目標Ⅲ 安心して生活再建するための自立支援の充実



重点 6 DV被害者とその子どもに対する心のケアの実施(2③)

DV被害者が自立していくためには、被害者本人とその子どもの精神的な安定が必要です。被害者と子どもに対する適切な心のケアを身近な地域で受けられるよう支援体制を構築します。

併せて、自立への活力を引き出す心理教育プログラム*の普及を図ります。

- 身近な地域で心のケアを受けられる支援体制の構築
 - ※ 被害者が自立するためには、被害者本人とその子どもの精神的な安定が不可欠なため、被害者が身近な地域で心のケアを受けられる支援体制の構築を目指します。
- DV被害者(その子どもを含む)を対象とした心理教育プログラムの県内各地での実施 年1か所以上



重点 7 就業支援・職業訓練施策による支援(33)

一時保護施設において、女性キャリアセンター*と連携を図り、被害者に対する 就業支援を行います。

■ 一時保護施設での就業支援 就職支援セミナー・個別相談(キャリアカウンセリング)の実施 年 12 回以上



重点8 安定的な自立に向けての継続的支援(7①)

被害者の安定的自立に向け、市町村等関係機関と連携し、被害者の見守りなど継続的な支援を行います。

- 市町村等関係機関との連携強化による継続的支援
 - ※ 被害者の安定的な自立を図るため、関係機関の連携の下、継続して支援を 行うことを目標としました。



重点 9 民間団体による継続的自立支援 (72)

シェルター*の運営等をしている民間団体と協働し、相談・情報提供・同行支援・ 心のケアを含めた継続的な支援を行い、DV被害者の自立支援を図ります。

■ DV被害者への継続的な自立支援の実施

- ※ DV被害者の自立を図るため、DV被害者の状況に応じたきめ細やかな対応が可能な民間団体による相談・情報提供・同行支援・心のケアを含めた継続的な支援を行います。
- DV被害者を支援する民間団体の参入促進

基本目標Ⅳ 子どもの安全確保と健やかな成長への支援



重点 10 一時保護施設における保育・学習支援の充実(3③)

被害者が同伴する子どもに対する一時保護期間中の保育・学習については、心のケアを行いつつ、専門スタッフの配置など支援体制の充実を図ります。

また、教育委員会とともに学習の継続のための適切な支援を行います。

■ 一時保護施設における専門スタッフ等による学習の実施 週5日

基本目標V 民間団体との連携・協働の推進



重点 11 事業活動への支援(2①)

民間団体がDV被害者に寄り添い、柔軟で機動的な支援を行うことができる特性 を活かし、安定した経営基盤の下で活動が継続できるよう、活動費を助成します。

また、民間団体が行う活動への助言や広報の協力等必要な支援を行います。

さらに、継続的な自立支援など民間団体と連携した被害者支援方策の検討など取 組の充実に向けて、民間団体交流会等による意見交換を行います。

このほか、DV被害者支援情報、研修機会等の情報、県が行う民間団体を対象と した事業の情報など関連する情報提供を行います。

- 民間団体交流会の開催 年2回以上
- 民間団体への情報提供 月1回以上

2 基本目標と実施施策

基本目標 I 暴力を許さない社会づくりの推進

DVは家庭内の問題として見過ごされ、潜在化しやすい状況にあります。被害者は多くの場合女性であり、その背景には、男女の固定的な役割分担意識や女性の自立の困難さ、暴力を容認しがちな社会風潮などがあります。暴力と認識される行為については、県の「男女共同参画に関する意識・実態調査」によると、夫婦間において「平手でぶつ、足でける」、「大声でどなる、「役立たず」などと言う」を暴力として認識する人の割合は、平成24年度調査ではそれぞれ82%、63%であったものが、平成27年度調査ではそれぞれ85%、71%となっており、暴力に当たるとの認知度が高まってきています。

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという認識を広く社会に徹底するとともに、社会的・文化的に形成された性別(ジェンダー*)の視点を持ち、人権尊重と暴力を許さないという意識啓発を継続的に行っていきます。



1 県民への意識啓発と地域における理解の促進

現状と課題

配偶者暴力防止法の施行後、DVについての認知度は高まっていますが、その背景となる性別による固定的な役割分担意識や力で人間関係をコントロールしようとする考え方などは依然として根強く残っています。

本県ではDVを防止するため、啓発資料の作成配布、県の広報紙への掲載、DV 防止フォーラムの開催、各種講演会、研修会、出前講座等を通じて啓発を行ってきました。

引き続きあらゆる年齢層の県民一人一人がDVについて理解を深め、暴力の潜在 化を防ぐとともに、一人で悩んでいる被害者に相談窓口等の情報が提供できるよう、 地域、職域におけるきめ細やかな広報・意識啓発が必要です。

【実施施策】

① DV防止に係る広報・意識啓発

ア 県の広報紙やホームページ、ラジオ・テレビなどのメディア、リーフレット等を 活用して県民、企業等に対し広くDVに関する啓発を行い、DV防止の意識づくり やDVに当たる暴力の周知、DVに対する理解を深めていただくよう努めます。

(男女共同参画課)

イ 県男女共同参画推進センター*を中心にDV防止フォーラムやセミナー等を開催し、意識啓発に努めていきます。警察においては防犯講習等を活用して、DV 防止と相談窓口の広報・啓発活動を行います。

(男女共同参画課、子ども女性安全対策課)

ウ 県民生活に密着した場でのきめ細やかな広報・啓発活動を行うこととし、地域 や職域等においてDV防止出前講座を実施します。

(男女共同参画課)

エ 全ての年齢層の方が D V に関する理解を深めるため、市町村においても D V 防 止啓発に積極的に取り組むよう、働きかけます。

(男女共同参画課)

② 人権啓発の推進

ア 男女の人権の尊重と女性に対する暴力についての認識を深めるため、県民、企業、行政職員、教員等を対象とした意識啓発事業を継続的に実施します。

(男女共同参画課)

イ 各業界団体・企業経営者及び県・市町村の人権啓発担当者等を対象にした各種 研修会において、DV問題を取り上げるよう努めます。

(男女共同参画課、人権推進課)



■ 2 暴力防止に向けた学校教育等の推進

現状と課題

埼玉県人権教育実施方針*に基づいて、人権を尊重した教育を推進しています。各 学校では非行防止教室等を通じて規範意識の醸成や人を思いやる心の育成を図り、 児童生徒の暴力防止に向けた取組を推進しています。

また、男女平等教育資料を学校向けに作成・配布し、男女平等教育や児童生徒を 暴力の加害者にも被害者にもさせない教育を推進しています。さらに、教員を対象 とした人権教育に関する研修の一層の充実を図る必要があります。

【実施施策】

① 人権教育の推進

学校等では教育活動全体を通じて人権の尊重を基盤として、男女平等の重要性、 男女の相互理解と協力、家庭生活や職場における男女共同参画の大切さ等、男女共 同参画の視点に立った教育を推進しています。

また、豊かな人権感覚を育み、自他の人権を守るための実践行動がとれるよう、 人権感覚育成プログラム*の普及を図り、各学校における人権教育の充実を目指し ます。

(男女共同参画課、人権教育課)

② 非行防止教室の実施

すべての公立小中高等学校において、保護者、地域、警察等の関係機関と連携した非行防止教室を実施することにより、児童生徒の規範意識を醸成し豊かな心と健全な生活態度の形成を図り、いじめや暴力行為等の根絶を目指します。

(生徒指導課)

③ 適切な性に関する指導の推進

学校の教育活動全体を通じて、学習指導要領に基づいて、発達の段階に応じた性に関する指導を家庭、地域と連携して推進します。

(保健体育課)

④ 教員等に対する研修

県公立学校、私立学校、保育所・幼稚園及び認定こども園の教職員を対象にDV を含む人権教育研修会を開催し、DVに関する情報提供や学校等における子どもの安全対策等について周知徹底を図ります。

(学事課、男女共同参画課、少子政策課、人権教育課)

■ 3 若年者に対する予防啓発の推進

現状と課題

親密な男女間における暴力は、配偶者間だけではなく恋愛関係にある者の間でも同じように発生しています。 D V 相談においても、交際期間中から暴力があったとする被害者も少なくありません。

DVを未然に防止するためには、若年者がお互いに相手を尊重し、個人の尊厳を 傷つける暴力は許されないという意識を醸成する必要があります。

【実施施策】

① デートDV*防止啓発の推進 <重点1>

デートDVを未然に防ぐとともに現に被害にあっている生徒・学生の相談を促すため、各教育機関において若年者に対しデートDV防止啓発を行えるよう、啓発資料を作成・配布し、講座を開催します。啓発に当たっては、若年者の行動範囲の広さを考慮して手法を検討するとともに、インターネットやスマートフォンの普及等の社会情勢を踏まえ、リベンジポルノ*の予防やSNS等を利用する際の注意点にも留意します。

また、県男女共同参画推進センターにおいては、県内大学等に対し予防啓発資料

を配布し、デートDVの知識と相談窓口の周知を図ります。

(男女共同参画課、人権教育課)

② 教員を対象としたデートDV防止指導の実施

県内の中学・高等学校等におけるデートDVの防止教育・相談対応のための教育 実践資料を作成します。また、教員がデートDV防止の指導方法やデートDVの当 事者となっている生徒への対応方法を学べるよう、教員を対象とした研修を実施し ます。

(男女共同参画課、人権教育課)



4 子どもに及ぼす影響に関する理解の促進

現状と課題

近年、DV被害者支援の現場から、DVのある家庭に育った子どもが成長とともに不登校、非行、自傷行為、暴力などの問題をおこす場合があると報告されています。 DVの影響も考えられることから、この状況を関係者及び関係機関で共有するとともに、支援の必要性について理解を深めてもらう必要があります。

【実施施策】

① DVが子どもに及ぼす影響に関する啓発

DVが子どもに及ぼす影響について、子どもに直接接する教育関係者、保育士及び民間団体の支援者等に意識啓発を行います。

(男女共同参画課)

② 教員、保育従事者への研修の実施(№1②再掲)

DVにより影響を受けた子どもへの対応について、教員、保育従事者向けに、児童虐待対応マニュアルや児童虐待防止指導実践事例集、人権感覚育成プログラムなどを有効に活用し、実践的な研修を実施します。

(こども安全課、人権教育課)

基本目標Ⅱ 被害者の安全確保と支援体制の充実

配偶者からの暴力は、被害者の生命身体の安全に直結する問題です。

現在県内では、被害者やその同伴家族の安全を確保するために、県配偶者暴力相談支援 センター*、県福祉事務所、市町村、警察等が協力・連携して、被害者からの相談受付や 情報提供、24時間体制の一時保護に当たっています。

また、被害者を発見しやすい立場にある関係機関、団体等の協力のもとに、被害者の早期発見にも取り組んでいます。

被害者の支援に当たっては、DVの特質や影響を考慮して被害者の意思や意向を確認し、 それを尊重しつつより的確な対応を行うために、引き続き相談及び保護体制の整備・充実 を図っていきます。

なお、家庭にとどまる被害者についても、安全の確保と必要な支援について配慮します。



1 早期発見のための取組強化

現状と課題

医療関係者は日常の業務を行う中でDV被害者を発見しやすい立場にあることから、被害者の発見及び通報において積極的な役割が期待されます。

また、福祉・保健関係の業務は家庭に接触する機会が多く、DVを発見する可能性が高いことから、県では研修会への講師の派遣や研修会における啓発・情報提供を行ってきました。

【実施施策】

① 医療関係者向けの広報・意識啓発

医師会、歯科医師会、看護協会等と連携し、各種研修会や会議等を活用して配偶 者暴力防止法及び医療スタッフの役割について広報します。

また、DVを早期に発見するための問診(スクリーニング)の方法や診療環境の整備、被害者への情報提供の方法、他の支援機関との連携方法など、医療機関に対する意識啓発を行います。

(男女共同参画課)

② 保健や福祉に関する業務を通じた被害者の発見の促進

保健師、生活保護ケースワーカー、医療ソーシャルワーカー、精神保健福祉士、ヘルパー、ケアマネジャーなど業務を通じてDVを発見しやすい立場の職員を対象とした研修を活用し、DVに関する意識啓発と対応に係る実務的な情報提供を行います。

(男女共同参画課、社会福祉課、地域包括ケア課、高齢者福祉課、保健医療政策課)

③ 民生委員・児童委員等への広報や研修の実施(Ⅲ6②再掲)

民生委員・児童委員に対する研修会において、DVに係る実態把握や被害者から相談があった場合の関係機関との連携等、具体的な対応方法について情報提供します。

また、県配偶者暴力相談支援センターは、民生委員・児童委員協議会、人権擁護委員*連合会と連携してDVに関する情報や対応について広報や研修を行います。

(男女共同参画課、社会福祉課)



2 警察における被害防止活動の推進

現状と課題

被害者の要望等に基づき、一時避難の方法や相談窓口などの情報提供、必要に応じて関係機関への連絡やパトロールを実施するとともに、法に基づく援助の申出を受けた場合は必要な援助を行っています。また、現に暴力が行われていると認められる場合は、被害者の安全を第一として、暴力の制止や被害者の保護を行うほか、被害者の意思を尊重した対応を行っています。

【実施施策】

① 適切な対応策の助言と援助の実施

被害者をはじめ、その支援者の安全確保を最優先に、一時避難や保護命令制度の 説明を行うとともに、関係機関と連携して被害者の個別事情に応じた対応策を助言 します。また、被害者の申出に応じた必要な支援やパトロールを行います。

(子ども女性安全対策課)

② 加害者の検挙、指導及び警告その他の適切な措置 <重点2>

犯罪行為に該当する場合は厳正な対処を行うことを基本とし、被害者の安全確保を図るとともに迅速な捜査を推進し、被害者の意向を踏まえつつ、DV・ストーカー等の加害者の検挙、指導及び警告を行います。

(子ども女性安全対策課)

③ 加害者の更生のための働きかけの実施

DV・ストーカー等の被害者の保護に資するため、個々の加害者等の問題を踏まえながら関係機関等と適切に連携を図り、更生のための働きかけを行います。

(子ども女性安全対策課)

④ 再被害防止措置の実施

DV・ストーカー・性犯罪被害者及びその親族(以下「被害者等」という。)が 検挙した加害者から再び危害を加えられる事態を防止するために必要な措置を講ず ることにより、被害者等を支援します。

(警務課・子ども女性安全対策課)

⑤ 警察職員に対する研修の強化

警察学校等での講習や研修を充実するとともに、警察署への巡回教養研修等を通じて全職員に対してDV・ストーカー等事案に対する適切な対応について継続的に研修を行います。

(子ども女性安全対策課)



3 相談体制の充実

現状と課題

本県では、婦人相談センター*と男女共同参画推進センターを配偶者暴力相談支援センターと位置付け、DVの専門相談を実施しています。また、県内4か所の県福祉事務所を相談・支援機関と位置付け、DV相談に応じています。相談は多様化・複雑化しており、それに対応するために相談の質の向上と専門性を確保するための体系的な研修・体制の整備が必要です。

また、転居後も含め被害者の相談及び継続した支援を円滑に実施するために、配偶者暴力相談支援センターを核とした全県的な相談・支援ネットワークを構築する必要もあります。

県では市町村に対し、配偶者暴力防止法において市町村の努力義務である基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置、市町村の相談・支援体制の充実についての働きかけや支援を引き続き行っているところです。

なお、相談員は職務の特性から職務遂行の過程で孤立しやすく、支援に際しては 組織的な対応をとる体制が必要です。また、燃え尽きや代理受傷など心身の健康が 損なわれることがあるため、ケース会議、スーパービジョン*を活用したバックアッ プ体制をとることが重要です。

【実施施策】

① 婦人相談センターにおける相談・支援機能の強化

ア 婦人相談センターは、県の中核となる配偶者暴力相談支援センターとして、広 域連携を含めた総合調整機能を担います。

また、被害者が関係機関の窓口ごとに事情説明する負担を軽減し、二次的被害*の防止を目的として作成したDV相談共通シートの活用を図り、関係機関相互の情報共有による被害者支援の迅速化を図ります。

- イ 市町村、県福祉事務所など地域の相談窓口や民間団体に対する助言・情報提供、 研修機会の提供、地域支援ネットワーク構築の支援、困難事例のコーディネート、 事例検討などを実施することとし、相談員の専門性やソーシャルワーク能力の向 上を図ります。
- ウ DV被害者の課題に応じ、迅速かつ適切な保護を確保するため、婦人相談センターと市町村や関係機関等との連携を強化し、被害者の自立に向けた支援体制の充実を図ります。
- エ 被害者の自立活動に関して、必要に応じ、市町村とも連携しながら同行支援を 行います。
- オ 相談対象を配偶者からの暴力に限定せず、交際相手からの暴力にも対応します。 (男女共同参画課)

② 県男女共同参画推進センターにおける相談・支援機能の強化

- ア 男女共同参画に係る県内市町村相談員の資質向上のため、研修・情報交換会を 開催し、被害者支援の充実を図ります。
- イ 情報ライブラリーの運営や各種講座の実施、県民の自主的な活動の場として の県男女共同参画推進センターの特性を活かし支援の充実に結びつけるととも に、センターにおける女性のチャレンジのための様々な事業の利用、女性キャ リアセンター*との連携により、多方面にわたる被害者の自立を支援します。
- ウ 若年者からの相談窓口の充実を図ります。
- エ 男女共同参画に関する男性専用の電話相談を男性の相談員によって行い、男性 向けの相談事業の充実を図ります。
- オ 大規模災害が発生した場合、県男女共同参画推進センター窓口においてDV相 談を行うとともに、状況に応じた適切な支援を受けられるよう案内します。

(男女共同参画課)

③ 県福祉事務所の相談・支援機能の強化

県福祉事務所を圏域における D V 相談・支援機関として位置付けていますが、県民の利便性の向上を図るため、配偶者暴力相談支援センターとすることについて、今後の市町村との役割分担も踏まえ、必要な人員体制及び業務運営体制などを検討します。 (男女共同参画課、福祉政策課)

④ 警察におけるDV被害者等の相談対応

相談者が同性の職員の対応を希望する場合には同性の職員をあてる、日本語を話せない相談者には通訳人を介して相談を聴取するなど、相談者の様々な状況に応じて、できる限り相談者の要望に配意して対応します。

(子ども女性安全対策課)

⑤ 市町村における相談機能等強化への支援 <重点3>

- ア 被害者にとって身近な市町村において、相談から保護・自立支援までの各種支援の窓口として行政手続等に対応する配偶者暴力相談支援センターの設置を促進するため、設置を検討している市町村に対し、適切な助言と支援を行います。
- イ 市町村において複数の課題を抱えた被害者からの相談に迅速かつ的確に応じられるよう、市町村DV防止基本計画の策定や庁内外の関係機関によるDV対策連携会議の設置と円滑な運営など、体制構築を支援します。
- ウ 市町村窓口において、DV被害者に的確な情報提供や相談・支援ができる体制 とするため、市町村職員に対して研修を行います。
- エ 多様なDV被害者の状況や問題点の把握、支援策の決定等、市町村窓口からの 個別事案について相談に応じ、市町村の相談・支援対応能力の向上を図ります。

(男女共同参画課)

⑥ 民間団体における相談に対する支援

DV被害者の個別事案において公的機関以外での相談希望など多様な相談者の要望に対応するため、民間団体が実施する相談における人材育成など必要な支援を行います。

(男女共同参画課)

⑦ 専門的な相談等への対応強化

多様な被害者に対応するため、相談員の専門性とソーシャルワーク能力向上のための研修や事例検討会議の充実及び他の専門機関等との連携を図るとともに、他機関の研修・会議への派遣、自主研修への支援を行います。

(男女共同参画課)

⑧ 若年者向けの相談体制等の充実 <重点4>

県配偶者暴力相談支援センター、教育委員会、学校及び関係機関が連携し、情報 共有などを通して、若年者の相談において幅広く適切な対応ができるようアドバイ スを行います。

また、インターネット相談の実施など若年者が相談窓口を利用しやすい環境を継続するとともに、デートDV防止講座の開催などを通して、デートDV防止の取組を進めます。

さらに、デートDV防止啓発ハンドブックやリーフレットを活用し、学校での相談体制の充実を図ります。

(男女共同参画課、人権教育課)

4 保証

4 保護体制の充実

現状と課題

被害者の一時保護は、一時保護施設で実施するほか、広域にわたる保護や被害者の状況に応じた対応を行うため、県内外の民間シェルター*や社会福祉施設*にも委託して保護先を確保しています。

配偶者暴力防止法の施行以降保護を必要とする被害者は増加しており、最近の傾向として子どもと一緒に保護を希望する方が多くなっています。また、障害のある方、外国籍の方、精神的なケアが必要な方など、保護に当たって特別な配慮を必要とする被害者も増加しています。

【計画期間中の実施施策】

① 一時保護施設の機能強化と被害者への支援体制の充実 <重点5>

ア D V 被害者の課題に応じ、迅速かつ適切な保護を確保するため、一時保護施設と市町村や関係機関等との連携を強化し、被害者の自立に向けた支援体制の充実を図ります。

(男女共同参画課)

イ 一時保護施設において、保護された被害者及び同伴する子どもに対し適切な処 遇が行えるよう組織を整備します。特に同伴する子どもに対して適切な心のケア が行えるよう、組織体制の充実を図ります。

(男女共同参画課)

ウ 緊急一時保護室を活用し、DV被害者の安全・安心を図りながら迅速に必要な 保護を行います。

(男女共同参画課)

エ 多様な被害者に対応するため、民間シェルター及び社会福祉施設の機能を活用 し、被害者の特性に応じた一時保護を行います。また、関係機関と連携強化を図 り、情報収集及び情報共有に努め、適切な支援を行います。

(男女共同参画課)

オ 本県独自の事業として、引き続き母子緊急一時保護事業*を実施します。

(こども安全課)

② 夜間・休日等の緊急保護体制の強化

ア 夜間・休日において被害が急迫している場合、緊急の保護に対応できるよう警察と一時保護施設との連携により、引き続き24時間対応を行います。

(男女共同参画課、子ども女性安全対策課)

イ 深夜などの緊急の保護に対応するため、公費負担による一時避難場所を確保した 上での保護や、犯罪被害者早期援助団体による情報提供制度に基づく公益社団法人 埼玉犯罪被害者援助センター*と協働したホテル等宿泊施設での保護を行います。

(男女共同参画課、警務課、子ども女性安全対策課)

ウ 市町村が宿泊施設等を利用して緊急時の安全確保を行えるよう、助言や情報提供を行います。

(男女共同参画課)

③ 民間シェルター等への支援(V2③再掲)

民間によるシェルター運営を支援するため、施設整備に対する財政的支援、運営 面での助言・情報提供を行います。また、ステップハウス*等の関連施設の運営を 行う民間団体と協働し、被害者支援を進めます。

(男女共同参画課)

④ 広域的な保護の実施

加害者の追及が激しく、県内では被害者の安全確保が図れない場合等においては、 県域を越えた広域的な対応により他の都道府県の婦人相談所又は母子生活支援施設* への保護依頼を行うこととし、必要な情報収集に努めます。

(男女共同参画課、こども安全課)

【中・長期的に検討が必要な施策】

⑤ 長期的支援を要する被害者支援のあり方の検討

長期的支援を要する被害者支援のあり方について検討します。併せて一時保護施 設併設の婦人保護施設のあり方について、検討します。

(男女共同参画課)

⑥ ステップハウスの整備等の検討

一時保護施設を退所した後、自立への準備期間に滞在するステップハウス等の整備及び運営のあり方、活用について調査・研究します。

(男女共同参画課)



5 外国人、障害者、高齢者への支援

現状と課題

外国人被害者は、言葉や文化の違いが障害になり、社会の中で孤立しやすく、相 談窓口の存在も知らない状況にあります。また、実際の支援にあたって、在留資格、 法律手続、自立支援策など、複雑で対応困難な場合が少なくありません。

こうしたことから、外国語によるリーフレットを作成したり、国際交流・外国人 支援を行っている民間団体(NGO等)と連携した相談・支援を行っています。

また、障害者や高齢者については、DVがより潜在化しやすい傾向にあるため、 障害者や高齢者の相談や福祉サービスを通じて被害者の発見に努めるとともに、各 福祉分野と連携して速やかに支援することも重要です。

【実施施策】

① 外国人への支援

ア 外国人への支援を行っている民間団体と連携し、外国語リーフレットの作成及 び活用、相談窓口の広報、外国語通訳ボランティアを介しての相談を実施します。 また、同じ国籍の人が支援に当たることが被害者の精神的なサポートにつなが ることから、外国人住民の支援ボランティアの育成に努めます。

(男女共同参画課)

イ 外国人生活相談の中で D V 被害者へ適切な助言を行うことができるよう、相談 員に対し D V の特質、法制度、活用できる社会資源に関する知識や支援のための 連携に係る情報提供を行うほか、外国人住民の支援などを行う民間団体との連携 強化に努めます。

(国際課)

② 障害者への支援

ア 視覚障害者に対しては点字訳版のリーフレットを活用し、相談情報の提供に努めます。聴覚障害者に対しては、手話通訳の確保、FAX、メールによる相談を 行います。

(男女共同参画課)

イ 権利擁護センター*で実施している障害者のための権利擁護相談の中で受けた DV相談については、状況に応じて配偶者暴力相談支援センター等関係機関を紹 介するなどの支援を行います。

(障害者福祉推進課)

ウ DV相談の経過中に精神疾患的な問題が認められた場合の精神保健福祉相談については、精神保健福祉センター及び保健所における相談支援体制の充実を図ります。

(障害者福祉推進課、保健医療政策課)

エ 障害のある方の保護については、市町村、福祉事務所及び保健所と連携して短期入所の利用や障害者支援施設への入所が円滑に行えるようにします。

(男女共同参画課、障害者支援課)

③ 高齢者への支援

ア 高齢者虐待*の事例に接する機会が多いヘルパー、ケアマネジャー等の福祉関係者による発見・通報の促進を図るため、意識啓発を行うとともに、業界団体等に対して事例検討会の開催を働きかけます。

(男女共同参画課、地域包括ケア課、高齢者福祉課)

イ 高齢の被害者が適切な支援を受けられるよう、高齢者虐待に関する施策との連携を図ることとし、市町村や地域包括支援センターの職員に対して、「高齢者虐待対応の手引き」を活用した研修会を開催するなど、市町村の虐待対応体制の整備を支援します。

(地域包括ケア課)

ウ 介護を要する高齢者が被害を受けた場合に、老人福祉法のやむを得ない措置の 活用等により、短期入所生活介護の利用や特別養護老人ホームへの入所が円滑に 行えるように市町村を支援します。

(高齢者福祉課)



6 関係機関の支援ネットワークの充実

現状と課題

被害者の保護及び自立支援を円滑に実施するためには、配偶者暴力防止法に規定された機関をはじめ、被害者支援を行うその他の関係機関及び民間団体が共通認識を持ち、日々の相談、保護、自立支援のそれぞれの段階において、緊密に連携しながら取り組む必要があります。

県では、平成13年度に「DV対策関係機関連携会議*」を設置し、「ドメスティック・バイオレンス*(DV)相談ハンドブック」を作成したほか、情報交換や協議を通じて情報の共有、連携体制の強化を図っています。

また、市町村においては、被害者にとって最も身近な行政機関として、施策の立案・調整機能と併せて個別的な事案に対してコーディネート機能を発揮していく必要があります。このため、県内のすべての市町村が庁内関係課所及び地域の関係機関による連携会議を設置し、きめ細かな支援ネットワークを構築することが重要です。

【実施施策】

① 県域ネットワークの充実

「DV対策関係機関連携会議」は、県域をカバーするネットワークとして各機関における支援内容や機関相互の連携方法について確認及び協議を行います。また、「ドメスティック・バイオレンス(DV)相談ハンドブック」の随時改訂や各機関

の連携の徹底、取組の強化など、施策の円滑な実施に向けた調整を図っていきます。 (男女共同参画課)

② 地域ネットワークの充実

市町村が地域の関係機関との連携体制を構築できるよう、県配偶者暴力相談支援 センターが県福祉事務所と協力して、活用できる社会資源等の情報共有、機関相互 の協力体制、個別事案への対応などの支援を行い、広域的な連携を推進します。

また、他の都道府県の支援に関する情報を収集し、必要に応じて連携を図りながら対応します。

(男女共同参画課)



7 被害者に関する個人情報の保護

現状と課題

加害者が被害者の住所を探索することを防止するため、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置が行われています。各市町村においては、この制度に係る事務が適切に行われる必要があります。併せて、マイナンバー*制度の導入に伴う事項を含め、事務処理を行う関係部局においても、支援対象者の情報が流出することのないよう適切な対応が必要です。

また、被害者の個人情報については、配偶者暴力防止法、地方公務員法及び各自 治体の個人情報保護条例等に基づき、被害者の安全を確保するために関係者が細心 の注意を払って管理しています。 一方、被害者が安心して新しい生活を始めるため には、被害者の了解を得た上で、他の支援関係機関への適切な情報提供、情報共有 が行われることが大切です。

【実施施策】

① **住民基本台帳制度等におけるDV被害者保護のための支援措置の周知と適切な運用** 市町村の住民基本台帳事務担当者を対象とした研修会や会議等において、制度の 運用及び関係部局との連携について周知徹底を図るとともに、市町村からの問合せ 等に対応し、支援措置が適切に運用されるように努めます。

(市町村課)

② 関係機関における個人情報の適切な管理

配偶者暴力防止法、地方公務員法及び各自治体の個人情報保護条例等に基づく情報の取扱いを関係各機関に周知し、情報の管理と秘密の保持の徹底を図ります。



8 職務関係者の配慮と資質の向上

現状と課題

DV相談担当者の資質の向上を図るため、専門研修として相談担当者研修、母子・父子自立支援員*研修を実施しています。また、市町村の相談担当者の支援として、スーパーバイザーを派遣しています。このほか、被害者支援に職務上関係する職員(職務関係者)に対しては、それぞれの機関が主催する研修会等においてDVの特性と配慮すべき事項、職務執行上の情報提供を行うほか、地域別事例検討会を開催しています。

知識や技術の習得をはじめ、二次的被害防止の視点、相談員の燃え尽きや代理受傷など心身の健康への配慮の視点も含め、更に研修の体系的かつ継続的な充実を図る必要があります。また、他の専門機関等との連携への配慮も必要です。

【実施施策】

① 専門研修の充実

DV相談担当者研修や母子・父子自立支援員研修についてその効果を検証し、相談員の心身の健康の視点も踏まえて研修内容の充実を図ります。

(男女共同参画課、少子政策課)

② 二次的被害の防止に向けた職務関係者研修の強化

職務関係者に対し、各機関の会議や研修会の場を活用してDVの特性、二次的被害防止のために配慮すべき事項、被害者の安全確保及び職務の適切な執行について実務的な研修を行います。

被害者支援の中心的な役割を担う警察、保健、福祉、教育関係機関の研修にDV 問題を導入するとともに、子どもがいる家庭の場合、DVは児童虐待にも当たるこ とから児童福祉分野と連携した研修を行います。

また、専門職の養成機関等と連携し、DVに関する知識の普及に努めます。

(男女共同参画課、各関係課所)

③ 地域別事例検討会の実施

関係機関のネットワーク構築支援と連動して職務関係者の資質の向上を図るため、県配偶者暴力相談支援センターは県福祉事務所と協力して、圏域別に事例検討会を実施するほか、必要に応じて市町村単位の事例検討会の開催、実務担当者研修、講師の派遣を行います。

④ DV相談ハンドブックの活用

相談担当者向けの対応マニュアル「ドメスティック・バイオレンス (DV) 相談 ハンドブック」を随時改訂するとともに、職務関係者研修等での活用を図ります。 (男女共同参画課)

基本目標皿 安心して生活再建するための自立支援の充実

被害者がこれまでの生活の場を離れ、新たな場所で自立するためには、住宅の確保、経済的基盤の確立、子どもの養育、心身のケアについての支援が必要となります。

現在、被害者の自立支援に当たっては、母子家庭等に対する支援制度や生活保護制度などの活用を図っていますが、既存の制度では対応が困難な場合もあります。住民票を異動できない、離婚が成立しない、頼れる親族や知人がいないなどの被害者の置かれた状況に配慮し、各施策の実施機関において可能な限り弾力的な運用に努めるとともに、既存制度の運用等では十分な支援が行えないものについては、本県独自の施策なども検討していきます。

また、生活再建するに当たって、被害者自身の心の回復が重要であることから、継続的 にケアを行っていくための体制整備についても検討していきます。



1 住宅の確保に関する支援

現状と課題

頼れる身寄りや知人のない被害者は生活の基盤である住宅確保に当たり、保証人の確保など独力では対応困難な事態に直面することが多くあります。

転居先として民間住宅を選択する被害者も多く、民間住宅に関する情報提供や入居しやすくするための支援策の検討も課題です。

【実施施策】

① 県営住宅の期限付入居制度*等の実施

ア 県営住宅期限付入居制度による一時的な居住先の提供とともに、本格的な自立 に向けて配偶者暴力相談支援センター等での継続的な相談・支援を行います。

(男女共同参画課、住宅課)

イ DV被害者世帯を対象に定期募集時の抽選倍率優遇制度*を実施していきます。 (住宅課)

② 市町村営住宅における協力要請

DV被害者の個々の状況に応じた適切な支援を行えるように、公営住宅への優先 入居等について関係市町村の協力を求めていきます。

(住宅課)

③ 民間住宅に対する働きかけ

民間賃貸住宅に関わる団体を通じて、家主にDV被害についての理解を深めても

らい、被害者の入居への協力を働きかけていきます。

(男女共同参画課、建築安全課、住宅課)

④ 民間賃貸住宅への入居支援

民間賃貸住宅への入居を拒まれるおそれのあるDV被害者に対し、埼玉県あんしん賃貸住宅等登録制度等を利用した情報提供や民間会社が行う家賃債務保証の利用などにより、民間賃貸住宅への入居を支援します。

また、必要に応じて生活保護担当機関や生活困窮者自立相談支援機関と連携して、住宅確保支援を行います。

さらに、住宅確保のための公的支援制度について、他の地方公共団体の事例を調査し、制度導入について検討します。

(男女共同参画課、社会福祉課、住宅課)

⑤ 住居確保給付金の支給

生活困窮者自立支援法に基づき、過去2年以内の離職又は自営業の廃止により住居を失った方、又は失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をすることなどを条件に、一定期間家賃相当額の支給を行います。

(社会福祉課)



2 心の回復に関する支援

現状と課題

配偶者暴力相談支援センターでは、DV被害者の心のケアに留意して相談・支援を行っています。また、一時保護施設では医学的なカウンセリングを必要とする被害者に対し医療機関等を紹介していますが、DVを十分に理解し、適切に対応できる専門家が不足しています。

一方で被害者の自立に当たっては、心身の回復と自立に向けた活力を引き出すための支援を、身近な地域で継続的に行うことが重要です。そのため、市町村、医療機関など専門機関、民間団体との連携による支援体制を構築するとともに、被害者同士が支えあうサポートグループ*など被害者の居場所を増やしていく必要もあります。

【実施施策】

① 継続的な心のケアの実施体制の検討

ア 医学的なカウンセリングが必要な被害者に、精神科医療機関や精神医療センターなどの専門機関につなげるための必要な情報提供を行えるよう、専門機関の情報収集及び連携体制の構築を図ります。

イ 一時保護施設において、専門機関等の支援による研修の実施により相談員の質 を高め、被害者の心のケアに配慮した相談を実施します。

また、県男女共同参画推進センターは、必要に応じてカウンセラーによる継続 的なカウンセリングを行います。

(男女共同参画課)

② サポートグループ等による自立支援の充実

被害者同士の交流は心の回復に効果があることから、民間団体が行うサポートグループ等の運営に対し活動費の助成や助言等を行い、活動を支援します。

また、被害者に対し、心のケアや孤立しないための居場所の提供、自立に関する情報の提供等による継続した支援を行うため、県男女共同参画推進センターにおいてグループ相談会や個別面接相談を行うとともに、必要に応じてセンターが行う様々な自立支援事業への参加を促します。

(男女共同参画課)

③ D V 被害者とその子どもに対する心のケアの実施 <重点6> (№ 2①再掲)

DV被害者が自立していくためには、被害者本人とその子どもの精神的な安定が必要です。被害者と子どもに対する適切な心のケアを身近な地域で受けられるよう支援体制を構築します。

併せて、自立への活力を引き出す心理教育プログラム*の普及を図ります。

(男女共同参画課)

④ 民間団体による継続的自立支援(Ⅲ3⑤、Ⅲ7②再掲)

民間団体と協働し、心のダメージにより就労が困難であったり、就職しても就労が途切れがちなDV被害者に対し、相談・情報提供・同行支援・心のケアを含めた継続的な支援を行い、自立支援を図ります。

(男女共同参画課)



3 就業に関する支援

現状と課題

被害者には就労経験が充分でなく、PTSD等の疾患、加害者からの安全確保などの問題を抱えている者も少なくありません。

また、子どもの保育問題などもあり、一人一人の状況に応じた就業支援が必要です。

【実施施策】

① 配偶者暴力相談支援センターにおける情報提供

ハローワークや就業支援、職業訓練を行う関係機関と連携し、被害者に対し就業

支援事業や母子・父子福祉センター*の活用に係る情報の提供と助言を行います。

(男女共同参画課)

② 母子・父子福祉センターにおける就業支援

就業経験の少ない方の就業を支援するため、パソコンセミナーや就職セミナー等 を開催するとともに、就業や生活に関する相談を行います。

また、母子・父子自立支援員をはじめ相談業務の従事者を対象に、就業支援に関する研修を実施します。

(少子政策課)

③ 就業支援・職業訓練施策による支援 <重点7>

ア 女性キャリアセンターにおいて、就職を希望する被害者に対し個別相談(キャリアカウンセリング)や就職支援セミナー等を実施し、就職を支援します。

一時保護施設において、女性キャリアセンターと連携を図り、被害者に対する 就業支援を行います。

(男女共同参画課、ウーマノミクス*課)

イ 県内の高等技術専門校において、就職を希望する被害者に対し職業訓練を実施するとともに訓練生に対する就職支援を行い、安定的な就職に結びつけていきます。

また、母子家庭の母や、子育て等に伴う離職による職業上のブランクに不安を 持つ女性求職者等を対象に、民間教育訓練機関を活用して、就職に必要な知識・ 技能の習得を図る職業訓練を行い、自立を支援します。

(産業人材育成課)

ウ 県男女共同参画推進センターでは、女性の社会参画に向けて、いつでもどこでも誰でもチャレンジできるよう、様々な女性のチャレンジ支援事業を推進します。 また、女性キャリアセンター及びハローワーク浦和・就業支援サテライト*とも連携を図り、被害者の就業支援を行います。

(男女共同参画課、就業支援課、ウーマノミクス課)

④ 転居先の保育所等の優先随時入所の取扱い(N3①再掲)

市町村が、虐待やDVのおそれがある家庭の子どもの保育所等入所を選考する場合、母子家庭等のうちで入所の必要が高いものとして優先的に取り扱うよう周知徹底します。

(少子政策課)

⑤ 民間団体による継続的自立支援(Ⅲ24、Ⅲ72)再掲)

民間団体と協働し、心のダメージにより就労が困難であったり、就職しても就労が途切れがちなDV被害者に対し、相談・情報提供・同行支援・心のケアを含めた継続的な支援を行い、自立支援を図ります。

(男女共同参画課)



4 経済的な支援

現状と課題

被害者の自立に当たっては、医療費や生活費など経済的な支援が必要な場合が多く、生活保護や児童扶養手当、母子寡婦福祉資金が重要な支援策です。緊急を要することもあり、迅速かつ適切な対応が課題となっています。

このため、生活保護については世帯認定の際の取扱いや保護の実施責任などを県の通知により明確にし、迅速な対応がなされるよう配慮してきました。しかし、保護を必要とする被害者の増加に伴い県外の民間シェルターに一時保護委託する事例があることから、県を超えた広域での調整も必要になってきました。

迅速かつきめ細やかな支援を行うためには、関係機関との連携強化を図る必要 があります。

【実施施策】

① 生活保護の実施責任の明確化と適切な保護の実施

被害者に対する保護の迅速な決定と適切な制度の運用が行われるよう、引き続き 福祉事務所に対する助言指導に努めるとともに、新たに発生する課題に応じて実施 責任や保護の取扱いの明確化を図っていきます。

また、母子・父子自立支援員と生活保護のケースワーカー等が連携・協働して、 就労による自立や日常生活、社会生活における自立の支援に努めます。

(社会福祉課)

② 子育でに関する経済的な支援

ア 児童扶養手当等の適切な給付のため積極的に広報を実施するとともに、受付窓口となる市町村では被害者は住民票の異動がなくても居住地での受給が可能であることなど適切な案内ができるよう努めます。

(少子政策課)

イ 結核児童療育給付、小児慢性特定疾病医療費助成制度について、被害者の世帯 認定等に当たり弾力的な運用に努めます。

また、未熟児養育医療給付、自立支援医療費(育成医療)について、被害者に

対し適切な配慮が行われるよう実施主体である市町村に助言します。

(健康長寿課)

ウ 乳幼児医療費支給制度、ひとり親家庭等医療費支給制度について、被害者に対 し適切な配慮が行われるよう実施主体である市町村に助言します。

(国保医療課)

③ 経済的支援制度に関する周知

被害者に対して、迅速かつきめ細やかな経済的支援を行うため、社会福祉協議会が実施している生活福祉資金貸付制度などのPRを行います。

(男女共同参画課)

④ 国民健康保険に関する取扱いの保険者への周知

次の事項について、保険者である市町村及び国民健康保険組合に周知徹底します。 ア DV被害により国民健康保険の被保険者である配偶者等との生活から離れたこ

- とが確認されれば、新たな生活地で国民健康保険に加入することができること(健康保険等に加入すべき場合を除く)。
- イ 第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること。
- ウ 被害者は、医療費通知により受診した医療機関が加害者に伝わるおそれがある場合には、保険者に対し医療費通知の送付先変更等を依頼することができること。 (国保医療課)

⑤ 介護保険に関する取扱いの保険者への周知

DV被害により住所地を変更できない場合は居所で介護保険の被保険者になることができることを、保険者である各市町村に周知します。

(地域包括ケア課)



5 法的手続に関する支援

現状と課題

県配偶者暴力相談支援センター及び母子・父子福祉センターでは無料法律相談を 実施するとともに、被害者が速やかに必要な司法手続を行えるよう民事法律扶助制 度*について情報提供を行っています。

被害者が保護命令*を申し立てた際などには、警察や配偶者暴力相談支援センターは裁判所からの求めに応じて書面提出や関係機関への連絡などを行っています。手続を進める段階でも加害者から追及されやすいことから、引き続き被害者の安全確保への支援が必要です。

【実施施策】

① 法的手続に関する支援

- ア 配偶者暴力相談支援センターは、保護命令の申立て、離婚及び親権に関する調 停申立ての方法を説明し、弁護士の支援が必要な場合は無料法律相談の利用など について情報提供を行います。
- イ 訴訟費用の立替えなどの支援が必要な場合は、日本司法支援センター(法テラス)*の利用などについて情報提供を行います。

(男女共同参画課)

ウ 警察は、法的手続に対応できる対処を行うとともに、被害者の安全確保を行い ます。

(子ども女性安全対策課)



6 地域における支援協力者への支援

現状と課題

被害者が地域で安全かつ安心して自立した生活を送るには、行政や関係機関の支援はもとより、地域の方々や民間団体等による幅広い支援が必要です。このため、地域住民・団体、企業などの民間団体が実施する集会に講師を派遣するDV防止出前講座を実施してきました。

また、被害者が地域で生活するに当たり、身近な人による日常的な見守り・支援は、被害者の安心感と自立への意欲や自信につながります。このため、より多くの支援者に対する情報提供などの支援が必要です。

【実施施策】

① 民間団体等が地域で実施する集会への支援

DV防止について、県民生活に密着した場でのきめ細やかな広報・啓発活動を行うため、地域住民・団体、企業、民間団体等が実施する集会に講師を派遣し、DV 防止出前講座を実施するなどの支援をします。

(男女共同参画課)

② 民生委員・児童委員等への広報や研修の実施(Ⅱ1③再掲)

民生委員・児童委員に対する研修会において、DVに係る実態把握や被害者から 相談があった場合の関係機関との連携等、具体的な対応方法について情報提供しま す。

また、県配偶者暴力相談支援センターは、民生委員・児童委員協議会、人権擁護



7 継続した支援

現状と課題

被害者が地域で安定的に自立した生活を送るためには、被害者のその時々の状況やニーズに応じて、継続して被害者を見守り、被害者が求める支援を行っていくことが必要です。このためには、関係機関の連携体制の強化と、それぞれが有する社会資源の活用が求められます。

一時保護施設では、退所者のうち継続的な支援が必要と思われる被害者について、市町村や福祉事務所などの関係機関に情報提供し、継続した見守り支援を依頼しています。

また、シェルター等を運営している民間団体と協働し、就労が途切れがちなD V被害者に対し、相談・情報提供・同行支援・心のケアを含めた継続的な支援を 行う必要があります。

【実施施策】

① 安定的な自立に向けての継続的支援 <重点8>

被害者の安定的自立に向けて、市町村等関係機関と連携し、被害者の見守りなど 継続的な支援を行います。

また、被害者の安定的な自立に向け、市町村など関係機関が継続的支援を行うための体制構築について支援します。民間団体と連携を図り、民間団体が行う相談事業、サポートグループ活動、ステップハウス運営等の取組など、被害者のニーズに応じた情報の収集及び提供を図ります。

(男女共同参画課)

② 民間団体による継続的自立支援 <重点9>(Ⅲ2④、Ⅲ3⑤再掲)

民間団体と協働し、心のダメージにより就労が困難であったり、就職しても就労が途切れがちなDV被害者に対し、相談・情報提供・同行支援・心のケアを含めた継続的な支援を行い、自立支援を図ります。

さらに、支援における民間団体との協働のあり方について市町村とともに検討するとともに、協働することのできる民間団体の参入を促進します。

基本目標Ⅳ 子どもの安全確保と健やかな成長への支援

子どもの目の前で行われるDVは、児童虐待に当たります。また、子どもの虐待からDVが発見されることもあります。

子どもの変化に気づきやすく、虐待を発見しやすい立場にある学校や保育所、幼稚園などが虐待や背景にあるDVを早期に発見し、DVが疑われる場合には専門機関への相談を行うように周知・啓発します。

子どもたちが痛ましい事件や事故にあうことのないよう被害者と子どもの安全確保を図ります。また傷ついている子どもの心のケアを行い、健やかな成長を支援します。



1 早期発見と安全確保

現状と課題

平成16年の児童福祉法の改正により、児童相談は住民に身近な市町村が担い、 虐待の未然防止・早期発見に積極的に取り組むこととされ、要保護児童の適切な保 護を図るため、「要保護児童対策地域協議会*」を置くことができると規定され、全 市町村に協議会が設置されています。

県では、学校や保育所などで児童虐待の早期発見、対応を図るため、「教職員・保育従事者のための児童虐待対応マニュアル」に基づき、県内の幼稚園、小・中・高・特別支援学校、保育所、認可外保育施設等を対象に研修を行ってきました。

また、子どもからの相談に対応するため、子どもの権利擁護委員会や学校における相談体制を整備してきました。

一時保護に当たっても、被害者が同伴する子どもについては、児童相談所と連携して実施しています。小学校高学年の男子児童を同伴する場合などは、社会福祉施設等への一時保護委託制度も活用しています。

【実施施策】

① 虐待の早期発見・早期対応の推進

ア 要保護児童を早期に発見し、適切な支援を行う「市町村要保護児童対策地域協議会」の効果的な運営を支援し、地域における対応の強化を図ります。

(こども安全課)

イ 虐待など子どもへの権利侵害に関する電話相談窓口として、子どもスマイルネット*(埼玉県子どもの権利擁護委員会)を設置し、相談を行います。

(こども安全課)

ウ 学校においては、教員、スクールカウンセラー*、スクールソーシャルワーカー

(生徒指導課)

② 教員、保育従事者への研修の実施(I 4 ② 再掲)

DVにより影響を受けた子どもへの対応について、教員、保育従事者向けに、児童虐待対応マニュアルや児童虐待防止指導実践事例集、人権感覚育成プログラムなどを有効に活用し、実践的な研修を実施します。

(こども安全課、人権教育課)

③ 被害者が同伴する子どもの一時保護

一時保護施設と児童相談所等の関係機関との協力体制を引き続き強化するとと もに、被害者と子どもを一緒に保護することができる一時保護委託先の確保に努 めます。

(男女共同参画課、こども安全課)

ь,

2 心身の健やかな発達への支援

現状と課題

DVは子どもにも様々な心身の症状を引き起こし、心のケアを継続して行う必要がある場合もあります。

児童相談所では、心理的なケアを必要とする児童に対し児童心理司等によるカウンセリング等を実施しています。

保健所では子どもの心の健康相談を行っていますが、関係機関との調整や連携の 強化が課題となっています。

一時保護施設では被害者が同伴する子どもがDVの目撃などにより心に傷を受けていることが多く、こうした子どもの心理的ケアも大きな課題です。

【実施施策】

① DV被害者とその子どもに対する心のケアの実施(Ⅲ2③再掲)

DV被害者が自立していくためには、被害者本人とその子どもの精神的な安定が必要です。被害者と子どもに対する適切な心のケアを身近な地域で受けられるよう支援体制を構築します。

併せて、自立への活力を引き出す心理教育プログラムの普及を図ります。

② 子どもの心のケア対策の充実

ア 児童相談所において、児童心理司等により年齢や心理状態に応じた心理的ケア 等を実施します。

(こども安全課)

イ 子どもと親の心のケア対策を推進するため、児童福祉施設における心理職員の 配置等を進めるとともに、児童相談所と児童福祉施設や保健・医療等の関係機関 が連携し、施策の充実を図ります。

(こども安全課)

ウ 身近な地域での相談体制を整えるため、保健所が実施している「子どもの心の 健康相談事業」を充実します。

(健康長寿課)

エ 保健所管内ごとに保健、医療、福祉、教育などの関係機関で構成される小児精神保健医療推進連絡会議等を活用し、相談内容に応じて対応や調整ができるよう 関係機関との連携強化を図ります。

(健康長寿課)

③ 被害者が同伴する子どもへの支援体制の充実

一時保護施設に被害者が同伴する子どもに対して適切な心のケアが行えるよう、組織体制の充実を図ります。

また、心のケア対策の結果について、関係機関との情報の共有化を図ります。

(男女共同参画課)



■ 3 保育・就学・学習支援

現状と課題

DV被害者の自立支援に当たり、同居する子どもの保育と就学に関する問題は極めて重要な課題です。

小・中学生の転校は、住民票を異動しなくても手続が円滑に進むようになりました。 高校生に対しては、円滑な転編入学に向けた情報を提供し、支援に努めています。

また、加害者の追及や子どもの連れ去りの危険に対応するため、学校、保育所、幼稚園及び認定こども園における子どもに関する情報管理と安全確保の体制整備が必要です。教育委員会では、転校先、居住地等の情報管理や就学についての情報提供について対応マニュアルを作成し、指導主事会議等において周知を図ってきました。

一方、一時保護施設に入所中、児童生徒は通学できないため、ボランティアによる学習指導を行っていますが、学習機会が十分に提供されていないことが課題となっています。

【実施施策】

① 転居先の保育所等の優先随時入所の取扱い(Ⅲ3④再掲)

市町村が、虐待やDVのおそれがある家庭の子どもの保育所等入所を選考する場合、母子家庭等のうちで入所の必要が高いものとして優先的に取り扱うよう周知徹底します。

(少子政策課)

② 被害児童生徒に関する適切な情報管理・就学についての情報提供

ア 子どもの学籍や居住地等の情報の適切な管理を行い、子どもの安全確保に努めるよう学校、保育所、幼稚園及び認定こども園に対して周知を図ります。また、標準的な対応マニュアルを作成し、各学校等における安全確保体制を整備するよう協力要請します。

(学事課、少子政策課、人権教育課)

イ 配偶者暴力相談支援センターにおいては、安全確保のため被害者と子どもに学校への申出を助言したり、必要に応じて学校に連絡するとともに、子どもの就学について情報提供を行います。

(男女共同参画課)

③ 一時保護施設における保育・学習支援の充実 <重点10>

被害者が同伴する子どもに対する一時保護期間中の保育・学習については、心の ケアを行いつつ、専門スタッフの配置など支援体制の充実を図ります。

また、一時保護期間中に限らず、教育委員会とともに学習の継続のための適切な支援を行います。

(男女共同参画課、人権教育課)

基本目標V 民間団体との連携・協働の推進

DVに関する相談や被害者の保護、自立に向けた支援、啓発や実態調査などは、配偶者暴力防止法の施行前から民間団体が先行して活動を展開してきました。そして、多くの支援者が被害者の目線に立った活動で自立を支えています。

DVの防止と被害者の保護・自立支援対策を推進するためには行政だけでは限界があり、被害者の個々の事情に応じたきめ細やかな対応において、DVの問題に取り組んでいる様々な民間団体と協働していくことが必要です。そこで、民間団体の貴重なノウハウや人材の蓄積を生かしつつ、行政と相互に補完し関係機関が連携して適切な支援を行うための体制の強化とネットワークづくりを推進します。



1 民間団体との連携・協働の推進

現状と課題

民間団体と連携して被害者の支援を行うため、民間団体も参加するDV対策関係機関連携会議を設置し、関係機関との情報の共有化を図るとともに、支援ネットワークづくりを進めてきました。 引き続き、被害者の多様なニーズに対応できる実働的なネットワークづくりが必要です。

さらに、行政では手が届かない被害者に寄り添ったきめ細かな支援が可能な民間 団体との協働を推進する必要があります。

また、加害者は支援者にも危害を及ぼす恐れもあることから、支援者の安全確保 に常に配慮する必要があります。

【実施施策】

① 民間団体との連携の推進

様々な状況にある被害者のニーズに応じ、適時適切な支援が行えるよう、DV対 策関係機関連携会議への民間団体の参加を促し、関係機関との情報の共有化を図り ます。また、地域及び市町村に設置する支援ネットワークへの参加を促します。

(男女共同参画課)

② 専門的知見の活用・事業の協働実施

DV相談担当者研修や各種講演会等に民間団体スタッフの持つ知見を活用するため、講師として招へいしていきます。

また、県民の啓発活動や被害者支援について、民間団体で実施可能なものについては、事業委託をしていきます。

③ 民間団体及び支援者等の安全確保

民間団体及び支援者、被害者の安全確保のため、団体の所在地、連絡先、職員の個人情報等について適切に管理するとともに、事業の実施に際し団体の情報を明示する場合には配慮をします。

(男女共同参画課、各関係課所)



■ 2 民間団体の育成・支援

現状と課題 -

民間団体は運営基盤(スタッフ体制、運営資金、活動拠点等)が脆弱で、継続して 安定した事業運営を行うことが難しいため、民間団体への支援が求められています。

県では、民間団体を育成・支援するため、シェルター整備、DV防止研修会の開催、被害者への同行支援等の活動費用の一部を助成してきました。長期的視点から、今後民間団体の運営等に関し要望に応じた助言や関係機関との調整を行うことが必要です。

また、支援スタッフのスキルアップのために、DV相談担当者研修の参加の機会の提供や、被害者支援に関する情報提供や助言を行っています。

【実施施策】

① 事業活動への支援 <重点11>

民間団体がDV被害者に寄り添い、柔軟で機動的な支援を行うことができる特性 を活かし、安定した経営基盤の下で活動が継続できるよう、活動費を助成します。

また、民間団体が行う活動への助言や広報の協力等必要な支援を行います。

さらに、継続的な自立支援など民間団体と連携した被害者支援方策の検討など取 組の充実に向けて、民間団体交流会等による意見交換を行います。

このほか、DV被害者支援情報、研修機会等の情報、県が行う民間団体を対象と した事業の情報など関連する情報提供を行います。

(男女共同参画課)

② 人材育成に関する支援

民間団体スタッフのスキルアップを図るため、DV相談担当者研修及び各種研修 会等への受講機会を増やします。

さらに民間団体が行うスタッフの育成を支援します。

(男女共同参画課)

③ 民間シェルター等への支援(Ⅱ4③再掲)

民間によるシェルター運営を支援するため、施設整備に対する財政的支援、運営

面での助言・情報提供を行います。また、ステップハウス等の関連施設の運営を行 う民間団体と協働し、被害者支援を進めます。

基本目標VI 施策の推進に必要な調査・研究

配偶者暴力防止法の施行により、被害者の保護に関する体制の枠組は整備されつつありますが、被害者の実態や支援状況の把握とその検証は十分ではありません。また、暴力の未然防止のための具体的な取組、増加する外国人被害者への対応や加害者対策などは、今後の課題となっています。

こうしたことから、被害者支援施策が被害者にとって利用しやすいものであるかどうか という観点から見直し、改善を図るとともに、新たな課題に対して的確に施策を推進する ため、必要な調査研究を行います。



1 調査・研究の実施

【実施施策】

① 外国籍女性とその子どもへの支援のあり方や関係法制の研究

外国籍女性の相談・支援に当たって、言語・習慣や価値観の違い、在留資格によって 支援制度が適用できないなど、特別な配慮と専門的な知識が必要です。このため、外国 籍女性とその子どもへの支援のあり方や関係法制の研究を行い、情報提供に努めます。 (国際課、男女共同参画課)

② 被害者とその子どもの心理的支援に関する調査研究

一時保護中の被害者とその子どもの心理について、トラウマチェック*や調査を 行い、心のケアの手法や一時保護施設退所後の支援のあり方を研究します。

(男女共同参画課)

③ 被害の実態と支援に関する分析調査

DV被害の実態と支援状況、配偶者暴力防止法の改正動向、先進国の取組事例等 について情報収集・調査分析し、現行施策の検証を行います。

(男女共同参画課)

④ 加害者対策の推進体制に関する研究

- ア 加害者更生のための国の調査研究、他の都道府県や民間団体等の取組について 調査、情報収集を行います。また、精神保健福祉センター、精神科診療所など専 門機関及び民間団体等における加害者への対応状況等について情報収集します。
- イ 先進的取組事例についての研究会を開催し、本県における加害者対策のあり方 について引き続き研究を行っていきます。

参考資料

1 計画策定の経緯

・配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画策定委員会設置要綱

2 DV被害者支援の流れ

3 関係機関の支援ネットワーク

- D V 対策推進庁内会議設置要綱
- ・ 埼玉県ドメスティック・バイオレンス対策関係機関連携会議設置要綱

4 関係法令等

- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針(概要)
- ・ DV対策に関する埼玉県の取組

5 用語の解説

1 計画策定の経緯

(1) 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画策定委員会

○ H28. 5. 23 第1回計画策定委員会「第3次計画の進捗状況及び第4次計画の策定について」

○ H28.7.6 第2回計画策定委員会「第4次計画(案)の策定について」

○ H28.11.25 第3回計画策定委員会「第4次計画の策定について」

(2) DV対策推進庁内会議

- H28.6.28 「第4次計画の策定について」
- H28.11.15 「第4次DV防止基本計画(案)に対する県民コメントの 結果及びその対応について」

(3)県民意見の募集

- H28.10.1~H28.10.31 県民コメントの実施
- H28.10.17 市町村説明会の実施
- H28.10.19 D V被害者支援民間団体交流会での意見聴取

(4) 県議会における報告

○ H28.12.16 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」の 行政課題報告

配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3に基づく県の 基本計画(以下「基本計画」という。)の策定に当たり、関係者の幅広い参画を得てその 内容を検討するため、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画策定委員会」(以 下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、基本計画に関し、協議を行い、基本計画原案を策定する。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員数10名程度をもって構成する。
- 2 委員は、学識経験のある者及び関係機関の代表者が推薦する者のうちから県民生活部長が選任する。

(会長、副会長)

- 第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、委員会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは副会長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、平成29年3月31日までとする。

(会議)

- 第6条 会議は、必要の都度会長が招集し、議長となる。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を 聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、県民生活部男女共同参画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、平成28年4月22日から施行する。

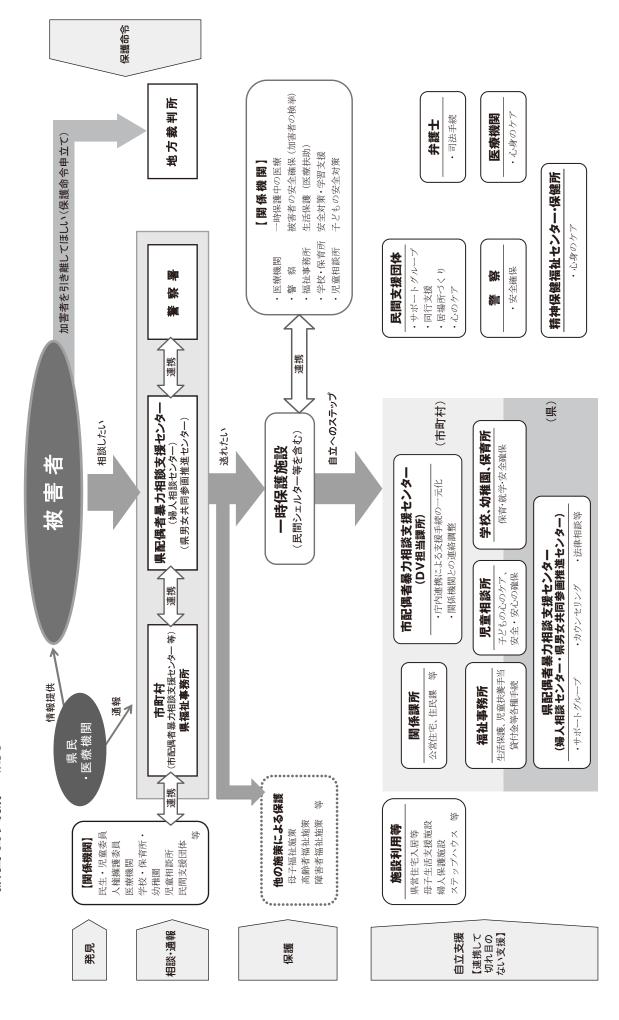
配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画策定委員会委員

所属	氏 名
埼玉弁護士会 両性の平等委員会 副委員長	相川 一ゑ
特定非営利活動法人ふじみの国際交流センター 理事長	石井 ナナヱ
◎お茶の水女子大学 名誉教授	戒能 民江
埼玉県民生委員・児童委員協議会 男女共同参画推進部会 副部会長	寺田 治子
越谷市市長公室人権・男女共同参画推進課長	中村 重和
埼玉県母子生活支援施設協議会 会長	永塚 博之
一般社団法人女性相談ネット埼玉 代表理事	府川 富美江
埼玉県医師会 理事	福島 悦雄
文教大学 教授	谷島 弘仁
○埼玉県県民生活部 副部長	山崎 仁枝

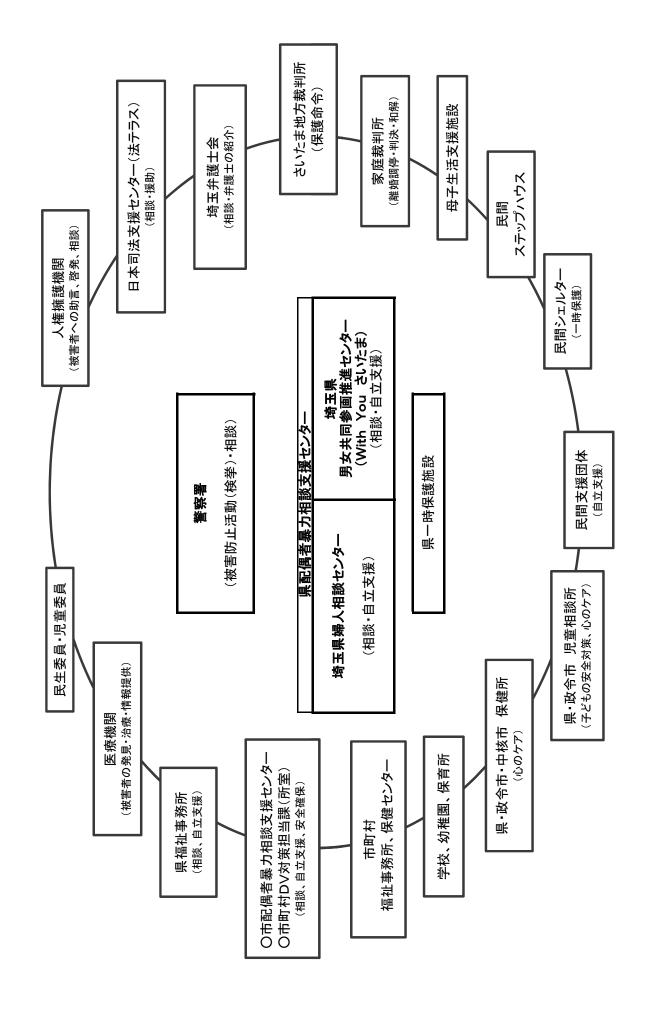
◎:会長 ○:副会長

※委員五十音順

2 DV被害者支援の流れ



3 関係機関の支援ネットワーク



DV対策推進庁内会議設置要領

(設置)

第1条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第2条の3に基づく 県の基本計画(以下「基本計画」という。)を推進するため、「DV対策推進庁内 会議」(以下「庁内会議」という。)を設置する。

(構成)

第2条 庁内会議は、別表に定める担当課をもって構成する。

(協議事項)

- 第3条 庁内会議は、次の事項を協議する。
 - (1) 基本計画の推進、連絡調整、進行管理に関すること
 - (2) 基本計画の見直しに関すること
 - (3) その他基本計画に関すること

(会議)

- 第4条 庁内会議は、男女共同参画課長が招集し、議長となる。
- 2 男女共同参画課長は、必要があると認めるときは、別表に掲げる職員以外の職員に対し、会議に出席を求めることができる。
- 3 男女共同参画課長に事故あるときは、あらかじめ男女共同参画課長が指定する職員が男女共同参画課長の職務を代理する。

(庶務)

第5条 庁内会議の庶務は、県民生活部男女共同参画課において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、庁内会議の運営について必要な事項は、男女 共同参画課長が定める。

附則

- この要領は、平成18年4月21日から施行する。
- この要領は、平成19年6月15日から施行する。
- この要領は、平成20年4月15日から施行する。
- この要領は、平成21年4月24日から施行する。
- この要領は、平成22年4月 5日から施行する。
- この要領は、平成23年6月 3日から施行する。
- この要領は、平成24年4月 1日から施行する。
- この要領は、平成25年4月 1日から施行する。
- この要領は、平成26年4月 1日から施行する。
- この要領は、平成27年4月 1日から施行する。
- この要領は、平成28年7月 1日から施行する。

別表 (第2条関係)

議長	男女共同参画課長			
担当課	企画財政部	市町村課		
	総務部	学 事 課		
	県民生活部	人権推進課婦人相談センター	国際課 課男女共同参画推進センター	
	福祉部	福 祉 政 策 課 地 域 包 括 ケ ア 課 障害者福祉推進課 少 子 政 策 課	高齢者福祉課	
	保健医療部	保健医療政策課健康長寿課	国保医療課	
	産業労働部	就業支援課産業人材育成課	ウーマノミクス課	
	都市整備部	建築安全課	住宅課	
	教 育 局	生 徒 指 導 課 人 権 教 育 課	保健体育課	
	警察本部	警 務 課	子ども女性安全対策課	

埼玉県ドメスティック・バイオレンス対策関係機関連携会議設置要綱

(設置)

第1条 ドメスティック・バイオレンス (以下「DV」という。)の被害者に対する支援対策を行うため、埼玉県ドメスティック・バイオレンス対策関係機関連携会議 (以下「DV対策連携会議」という。)を設置する。

(目的)

- 第2条 DV対策連携会議は、次の事項を目的として行う。
 - (1) DVの被害者に対して支援を行うために、関係機関が連携体制を構築する。
 - (2) DV対策を行うための、関係機関の連携マニュアルを作成する。
 - (3) DV対策の推進のため、DVに係る県の基本計画の進捗状況等について構成員 から意見を聞く。
 - (4) その他、DVの被害者に対する支援に必要な事項を検討する。

(構成)

- 第3条 DV対策連携会議は、別表の構成団体の推薦等による者(以下「構成員」という。)により行う。
- 2 構成員は、DV対策連携会議の議事の進行に必要がある場合、随時増やすことが できる。
- 3 必要に応じ、構成員以外の関係者から意見を聞くことができる。
- 4 事務局は男女共同参画課とする。

(会議)

第4条 DV対策連携会議は、男女共同参画課長が招集し、主催する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、DV対策連携会議の運営について必要な事項は 事務局が定める。

附則

- この要綱は、平成13年5月29日から施行する。
- この要綱は、平成14年7月22日から施行する。
- この要綱は、平成15年6月23日から施行する。
- この要綱は、平成16年6月1日から施行する。
- この要綱は、平成17年6月1日から施行する。
- この要綱は、平成18年4月26日から施行する。
- この要綱は、平成19年4月10日から施行する。
- この要綱は、平成20年4月23日から施行する。

この要綱は、平成21年4月16日から施行する。

この要綱は、平成22年4月15日から施行する。

この要綱は、平成23年5月19日から施行する。

この要綱は、平成24年6月7日から施行する。

この要綱は、平成25年5月17日から施行する。

この要綱は、平成26年8月21日から施行する。

この要綱は、平成28年3月2日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

さいたま地方法務局人権擁護課

日本司法支援センター埼玉地方事務所

さいたま地方裁判所

社会福祉課

少子政策課

こども安全課

県福祉事務所

精神保健福祉センター

中央児童相談所

健康長寿課

教育局人権教育課

警察本部警務課

警察本部子ども女性安全対策課

さいたま市及び関係市町村

埼玉県医師会

埼玉県看護協会

埼玉弁護士会

DV被害者支援民間団体

埼玉県母子生活支援施設協議会

埼玉県民生委員・児童委員協議会

埼玉県人権擁護委員連合会

婦人相談センター

男女共同参画推進センター

男女共同参画課

4 関係法令等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等 に関する法律

(平成13年法律第31号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも 含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救 済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者 からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的 自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えるこ とは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっ ている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、 自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの 暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制 定する。

第一章 総則

(定義)

- 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣 及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防 止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方 針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において 「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条 第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本 計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する 基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための 施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護の ための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しよう とするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議し なければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したと きは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 (都道府県基本計画等)
- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府 県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護の ための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条に おいて「都道府県基本計画」という。)を定めなければ ならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する 基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための 施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護の ための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に 即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村 における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のた めの施策の実施に関する基本的な計画(以下この条にお いて「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めな ければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村 基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これ を公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所 その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力 相談支援センターとしての機能を果たすようにするもの とする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、 当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能 を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うも のとする。
- 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は 心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

- 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、 第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時に おける安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、 就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利 用等について、情報の提供、助言、関係機関との連 絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、 情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助 を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、 情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の 援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、 又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して 行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに 当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及 び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体と の連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法 (明治四十年法律第四十五号) の秘密漏示罪の 規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項 の規定により通報することを妨げるものと解釈しては ならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての 説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法 (昭和二十九年法

律第百六十二号)、警察官職務執行法 (昭和二十三年 法律第百三十六号) その他の法令の定めるところによ り、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの 暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を 講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法 (昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生 命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を 加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章にお いて同じ。)を受けた者に限る。以下この章において 同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた 者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対 する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後 に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された 場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き 受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号にお いて同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅 迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける 身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫 を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取 り消された場合にあっては、当該配偶者であった者か ら引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同 じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受け るおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立て により、その生命又は身体に危害が加えられることを 防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対す る暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者

が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を 告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前 六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を 用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る 状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその 成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二 条第一項第三号において単に「子」という。) と同居 しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻す と疑うに足りる言動を行っていることその他の事情が あることから被害者がその同居している子に関して配 偶者と面会することを余儀なくされることを防止する ため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定 による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害 者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えら れることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の 効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が 生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当 該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている 住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する 学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、 又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在 する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ず

るものとする。ただし、当該子が十五歳以上であると きは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害 者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係 を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同 居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十 二条第一項第四号において「親族等」という。)の住 居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行ってい ることその他の事情があることから被害者がその親族 等に関して配偶者と面会することを余儀なくされるこ とを防止するため必要があると認めるときは、第一項 第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁 判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に 危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に 対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による 命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日 までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活 の本拠としている住居を除く。以下この項において同 じ。) その他の場所において当該親族等の身辺につき まとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通 常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと を命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満 の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当 該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場 合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に 限り、することができる。

(管轄裁判所)

- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る 事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又 は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地 方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
 - 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力 又は生命等に対する脅迫が行われた地 (保護命令の申立て)
- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による 命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に 掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
 - 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者 からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から 受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重 大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる 申立ての時における事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員 に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は 援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実 があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察 職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及 び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- = 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の 内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五 号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、 申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項 についての申立人の供述を記載した書面で公証人法 (明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一 項の認証を受けたものを添付しなければならない。 (迅速な裁判)
- **第十三条** 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。(保護命令の申立てについての決定等)
- **第十五条** 保護命令の申立てについての決定には、理由 を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ない で決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手 方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言 渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。 (即時抗告)
- **第十六条** 保護命令の申立てについての裁判に対しては、 即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による 命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項 から第四項までの規定による命令が発せられていると きは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなけ ればならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並び に抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準 用する。

(保護命令の取消し)

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定に よる命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令 を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の 場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立 て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する命うの再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活のでがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活がそれたもしている住居から転居しようと被害発せられる自までに当該住居からの転居を完了することを発しると認めるべき事情があるときに限り、発するといことができる。ただし、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発するるときは、当該命令を発しないことができる。と認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の 適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次 に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五 号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、 同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第 一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本 文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号 までに掲げる事項並びに第十八条第一項本 号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、 裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、 その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する 事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、 相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論 若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、 又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、 この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、 保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しな い限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定 を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に 関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定 める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

- 第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者 の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深 めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。 (教育及び啓発)
- 第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力 の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓 発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力 の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生 のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させ るための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者 の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるもの とする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力 の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間 の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとす

(都道府県及び市の支弁)

- **第二十七条** 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁 しなければならない。
 - 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を 行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる 費用を除く。)
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が 行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣 が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含 む。)に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦 人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人 相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

- 第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府 県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同 項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十 分の五を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
 - 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用 のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた場合にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の 二に規定する関係に ある相手からの暴力 を受けた者をいう。以 下同じ。)
	配偶者であ	同条に規定する関係 にある相手又は同条 に規定する関係にあ る相手であった者

第十条第一項から第四 項まで、第十一条第二 項第二号、第十二条第 一項第一号から第四号 まで及び第十八条第一		第二十八条の二に規 定する関係にある相 手
項 第十条第一項	離婚をし	第二十八条の二に規
20.1.2020		定する関係を解消し た場合

第六章 罰則

- 第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後 三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、 検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講 ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号) (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過 した日から施行する。

(経過措置)

- 第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。
- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後 に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法 な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同

一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年 を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加 えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられる ものとする。

附 則(平成一九年七月一一日法律第一一三号) 抄(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

(検討)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前 の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する 法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規 定による命令に関する事件については、なお従前の例 による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄 (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した 日から施行する。

附 則(平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄(施行期日)

- 第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第 一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、 第十四条並びに第十九条の規定 公布の日
 - 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、 第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針(概要)

平成25年12月26日 内閣府、国家公安委員会、 法務省、厚生労働省告示第1号 ※ 平成26年10月1日 一部改正

第1配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重 大な人権侵害である。

2 我が国の現状

平成13年4月、法が制定され、基本方針の策定等を内容とする平成16年5月、平成19年7月の法改正を経て、平成25年6月に生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても配偶者からの暴力及び被害者に準じて法の適用対象とする法改正が行われ、平成26年1月3日に施行された。

3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本 計画

(1)基本方針

基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本 計画の指針となるべきものである。基本方針の内 容についても、法と同様、生活の本拠を共にする 交際相手からの暴力及び被害者について準用する こととする。

(2) 都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

第2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため の施策の内容に関する事項

1 配偶者暴力相談支援センター

都道府県の支援センターは、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。市町村の支援センターは、身近な行政主体における支援の窓口として、その性格に即した基本的な役割について、積極的に取り組むことが望ましい。また、民間団体と支援センターとが必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。

2 婦人相談員

婦人相談員は、被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

(1) 通報

都道府県及び市町村は、被害者を発見した者は、 その旨を支援センター又は警察官に通報するよう 努めることの周知を図ることが必要である。医師そ の他の医療関係者等は、被害者を発見した場合には、 守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター 又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

(2) 通報等への対応

支援センターにおいて、国民から通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に出向く等により状況を把握し、被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において、配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

4 被害者からの相談等

(1) 配偶者暴力相談支援センター

電話による相談があった場合は、その訴えに耳を 傾け、適切な助言を行うこと、また、面接相談を行 う場合は、その話を十分に聴いた上で、どのような 援助を求めているのかを把握し、問題解決に向けて 助言を行うことが必要である。

(2)警察

被害者からの相談において意思決定を支援するなど、被害者の立場に立った適切な対応を行うとともに、相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行うことが必要である。

(3)人権擁護機関

支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設への紹介等の援助をし、暴力行為に及んだ者等に対しては、これをやめるよう、説示、啓発を行うことが必要である。

(4) 民間団体との連携

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体では、相談業務、同行支援、自立支援など大きな役割を担っている。

5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

(1)被害者に対する援助

婦人相談所において、医師、心理判定員等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また、被害者が、地域での生活を送りながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、カウンセリングを行うことや、専門家や民間団体等と連携し、適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。

(2) 子どもに対する援助

児童相談所において、医学的又は心理学的な援助 を必要とする子どもに対して、精神科医や児童心理 司等が連携を図りながら、カウンセリング等を実施 することが必要である。また、学校及び教育委員会 並びに支援センターは、学校において、スクールカ ウンセラー等が相談に応じていること等について、 適切に情報提供を行うことが必要である。

(3) 医療機関との連携

支援センターは、被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合は、医療機関への紹介、あっせんを行うことが必要である。

6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等 (1)緊急時における安全の確保

婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適当な場所にかくまう、 又は避難場所を提供すること等の緊急時における 安全の確保は、身近な行政主体である市町村において、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。

(2) 一時保護

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。また、それぞれの被害者の状況等を考慮し、被害者にとって最も適当と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。

(3)婦人保護施設等

婦人保護施設は、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

(4) 広域的な対応

都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

7 被害者の自立の支援

(1)関係機関等との連絡調整等

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続の一元化や同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。

(2)被害者等に係る情報の保護

支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求については閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うことが必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に厳重に情報の管理を行うことが必要である。

(3) 生活の支援

福祉事務所及び母子・父子自立支援員においては、 法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要 である。福祉事務所においては、被害者が相談・申 請を行う場所や、生活保護の申請を受けて、扶養義 務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や 範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に 配慮することが必要である。

(4) 就業の支援

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用についても積極的に促すことが必要である。

(5) 住宅の確保

公営住宅の事業主体において、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使用等の制度が一層活用されることが必要である。また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難となっている被害者のための身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

(6) 医療保険

婦人相談所等が発行する証明書を持って保険者に申し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯に属する者から外れること、また、第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行うことが必要である。

(7) 年金

被害者が年金事務所において手続をとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情報提供等を行うことが必要である。

(8) 子どもの就学・保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、支援センターにおいては、住民票の記載がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられることについて、情報提供等を行うことが必要である。

(9) その他配偶者暴力相談支援センターの取組

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法律扶助制度を利用しやすくするため、日本司法支援センターに関する情報の提供を行うことが望ましい。また、住民票の記載がなされていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行うことが必要である。

8 保護命令制度の利用等

(1) 保護命令制度の利用

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、 申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての 助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立 書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方 に送付されること、緊急に保護命令を発令しなけれ ば被害者の保護ができない場合において、暴力等の 事実など保護命令の発令要件の証明が可能なときは、 裁判所に対し、審尋等の期日を経ずに発令するよう にその事情を申し出ることができること等について、 被害者に対し説明することが必要である。

(2) 保護命令の通知を受けた場合の対応 ア 警察

速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

イ 配偶者暴力相談支援センター

速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。 また、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。

9 関係機関の連携協力等

(1)連携協力の方法

被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

(2) 関係機関による協議会等

関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される 実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。 参加機関としては、都道府県又は市町村の関係機関 はもとより、関係する行政機関、民間団体等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ま しい。

(3) 関連する地域ネットワークの活用

関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

(4) 広域的な連携

市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

(1) 職務関係者による配慮

職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を十分 理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行う ことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、 被害者に更なる被害(二次的被害)が生じることの ないよう配慮することが必要である。職務を行う際 は、被害者等に係る情報の保護に十分配慮すること が必要である。また、被害者には、外国人や障害者 である者等も当然含まれていること等に十分留意 しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行 うことが必要である。

(2) 職務関係者に対する研修及び啓発

研修及び啓発の実施に当たっては、配偶者からの 暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上で の対応が徹底されるよう配慮することが必要であ る。特に、被害者と直接接する立場の者に対する研 修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が 重要である。

11 苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関においては、申し出られた苦情について、 誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、 職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処 理結果について申立人に対する説明責任を果たすこと が望ましい。

12 教育啓発

(1) 啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して 取り組むことが効果的だと考えられる。啓発を通じ て、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する 的確な理解と協力が得られるよう努めることが必 要である。

(2) 若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

13 調査研究の推進等

(1)調査研究の推進

国においては、加害者の更生のための指導の方法 に関する調査研究について、いかに被害者の安全を 高めるか等をその目的とするよう留意して、配偶者 からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施 に向けた調査研究の推進に努める。また、被害者の 心身の健康を回復させるための方法等について、配 偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立 支援に寄与するため、調査研究の推進に努める。

(2) 人材の育成等

関係機関は、被害者の支援に係る人材の育成及び 資質の向上について、職務関係者に対する研修等を 通じ、十分配慮することが必要である。

14 民間の団体に対する援助等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 のための施策の実施に関する重要事項

1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国及び地方公共団体における施策の実施状況等を 把握するとともに、基本方針に基づく施策の実施状況 に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、 その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 基本計画の策定・見直しに係る指針

(1) 基本計画の策定

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

(2)基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

DV対策に関する埼玉県の主な取組

左曲			(名本) 计待眼场
年度		担当組織	(参考)法律関係
H 1 1	「埼玉県男女共同参画推進条例」制定(3月)	(健康福祉部	「男女共同参画社会基本法」
		こども家庭	の施行
H 1 3	「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」 策定 (2月)	課)	「配偶者暴力防止法」の制定
	「埼玉県ドメスティック・バイオレンス対策関係機		及び一部施行
	関連携会議」設置(5月)		
H 1 4	埼玉県婦人相談センターに「配偶者暴力相談支援セ	(総務部男女	「配偶者暴力防止法」の完全
	ンター」の機能付加(4月)	共同参画課)	施行
H 1 6			改正「配偶者暴力防止法」の
			制定及び施行
H 1 7	「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計		
	画」策定(2月)		
H 1 8	「DV対策推進庁内会議」設置(4月)		
H 1 9			改正「配偶者暴力防止法」の
			制定及び施行
H 2 0	「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計	(県民生活部	
	画」策定(3月)	男女共同参	
H 2 4	「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画	画課)	
	(第3次)」策定(7月)		
	「埼玉県配偶者暴力相談支援センター連絡会議」設		
	置 (7月)		
	埼玉県男女共同参画推進センターに「配偶者暴力相		
	談支援センター」の機能付加(8月)		
H 2 5			改正「配偶者暴力防止法」制
			定及び施行
H 2 8	「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画		
	(第4次)」策定(3月)		

5 用語の解説

	用語	説明
あ	ウーマノミクス	ウーマン(Woman)+エコノミクス(Economics)の造語。女性がいきいきと夢をもって活躍することができるよう社会進出を進め、女性が得た収入を消費や投資に使い、それが地域経済の活性化につながるように取り組んでいくこと。ゴールドマン・サックス証券のキャシー・松井氏が提唱した考え方である。
か	期限付入居制度	一時的かつ緊急的に住宅を提供する必要がある者に対し、原則として 1年間の期限をつけた県営住宅の入居制度。
	虐待	自分の保護下にあるものに対して、長期間にわたって暴力をふるったり、世話をしない、嫌がらせや無視をするなどの行為を行うこと。
	県営住宅抽選倍率優遇 制度	住宅の困窮事情をポイント化して抽選倍率を高くする制度。
	権利擁護センター	生活の様々な場面で、権利を侵害されやすい認知症高齢者や障害者が安心して日常生活を送れるよう、生活上の様々な相談を受け、解決に向けて支援する機関。
	公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センター	犯罪・交通事故等被害者の抱える不安や悩みへの相談・支援(自宅訪問・情報提供・警察署、裁判所、病院等への付添い)・法律相談(予約制など)を行っている犯罪被害者等早期援助団体。 【電話 048-865-7830】
	子どもスマイルネット	子ども(原則 18 歳未満)に関わる様々な悩みについて、電話相談を 受ける埼玉県の窓口。
さ	埼玉県女性キャリアセン ター	平成20年5月、県がさいたま市内に設置した女性のための就業支援施設。個別相談、就業支援セミナー、職業紹介、職場におけるステップアップや業務スキル向上などに役立つ各種セミナー等により、女性の就業・定着・両立・キャリアアップを総合的に支援する。
	埼玉県人権教育実施方針	すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会を実現 することを基本理念とした「埼玉県人権施策推進指針」に基づき、人 権教育を推進する上での施策の方向性を示したもの。
	埼玉県男女共同参画基 本計画	「埼玉県男女共同参画条例」に基づき、男女の人権が尊重された活力ある男女共同参画社会・埼玉の実現に向けて策定した。 あらゆる分野に男女共同参画と人権尊重の視点を取り入れることを主眼とした施策の基本的な方向を示している。
	埼玉県男女共同参画推 進センター	男女共同参画社会づくりのための総合拠点。男女共同社会の実現に向けた県の施策を実施するとともに、県民及び市町村の男女共同参画の取組を支援することを目的として次のような事業を行っている。1 情報収集・提供事業、2 相談事業、3 学習・研修事業、4 自主活動・交流支援事業、5 調査・研究事業さいたま市に平成14年4月に開設、愛称は「With You(ウィズユー)さいたま」。平成24年8月に配偶者暴力相談支援センターとしての機能付加。
	埼玉県ドメスティック・ バイオレンス対策関係 機関連携会議 (DV 対策 関係機関連携会議)	DV被害者の保護及び自立支援を円滑に実施するために、被害者支援に関わる機関・団体等の連携を図るために平成13年に設置。

さ	埼玉県婦人相談セン ター	売春防止法第34条及び第36条に基づき、婦人保護事業実施施設として開設。配偶者暴力防止法施行に伴い、配偶者暴力相談支援センターとして県被害者支援において中心的な役割を担っている。
	サポートグループ	被害者が集まり、気持ちをことばにして語り合うことを続けることにより、自分を見つめ、共感し、お互いに支え合うという経験を通して、自分に起こった状況や、これからどうしていきたいかを考える場。被害者の支援者や専門家が中心となって設立・運営する。
	シェルター	暴力から逃げてきた女性のための一時避難所。
-	市町村要保護児童対策地域協議会	保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童に対して、適切な保護を図るために必要な情報交換を行うとともに、児童に対する支援内容を協議するために市町村が中心となって組織する協議会。
	社会福祉施設	社会福祉施設は、老人、児童、心身障害者、生活困窮者等社会生活を営む上で、様々なサービスを必要としている者を援護、育成し、または更生のための各種治療訓練等を行い、これら要援護者の福祉増進を図ることを目的としている。社会福祉施設には大別して老人福祉施設、障害者支援施設、保護施設、婦人保護施設、児童福祉施設、その他の施設がある。
	女性チャレンジ支援事業	女性のチャレンジを支援するさまざまな事業。県男女共同参画推進センターでは、経済的に困難な状況にある女性やシングルマザーを対象 とした様々な支援プログラムを実施している。
	ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれついての生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や観衆の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。
	人権感覚育成プログラム	体験活動や参加体験型の学習活動を通して児童生徒の人権感覚をは ぐくむために、埼玉県教育委員会が作成したプログラム。
	人権擁護委員	人権擁護委員法に基づき、人権相談を受けたり人権の考えを広める活動をしている民間ボランティア。 人権擁護委員制度は、様々な分野の人たちが人権思想を広め、地域の中で人権が侵害されないように配慮して人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられた。
	心理教育プログラム	DV及びその目撃は、自尊心の低下、身体的・精神的な問題など、被害者に深刻なダメージを与える。このような問題を抱えた被害者等が、自分自身の力で問題や課題を解決していくことができる情報や技術を学ぶ教育プログラムのこと。本県で平成26年度から実施している「びーらぶ」プログラムは、NPO法人女性ネットSaya-Sayaが開発した、DV被害を受けた母子に対して同時並行的に実施する心理教育プログラムであり、暴力についての情報提供とそれについての対処スキル等を学び、暴力の影響から抜け出し自分の権利や価値を取り戻すことを助ける内容となっている。
	スクールカウンセラー	いじめや不登校などについて、教職員や保護者に助言・援助を行うとともに児童生徒の心の相談にあたる専門家。
	ステップハウス	DVからの避難の後、すぐに自立生活に移れない被害者が心のケアや自立の準備をするための中間的な施設。

さ	ストーカー行為	特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその関係者に対し、反復して、つきまとい等の行為をすること。
	スーパービジョン	熟練した指導者が、事例の担当者である相談員などに、示唆や助言 を与えながら行う教育のこと。
	接近禁止命令	保護命令の一つで、配偶者等が被害者(被害者の子又は親族)の身辺につきまとったり、被害者(被害者の子又は親族)の住居、勤務 先等の付近を徘徊することを禁止する命令。(期間は6か月)
た	退去命令	保護命令の一つで、配偶者等に被害者と共に住む住宅から退去を命じる命令。(期間 2 か月)
	男女共同参画苦情処理機関	男女共同参画の推進に関する県の施策等への苦情や女性の暴力、セクシュアル・ハラスメントなどにより人権を侵害され相手方に対し改善等を求めるものについて、苦情処理委員が調査を行い、必要に応じて県の機関や関係者に対し、助言、意見表明、勧告等を行う機関。
	デートDV	高校生や大学生など、若年者の恋人同士の親しい間柄でふるわれる 様々な暴力のこと。
	ドメスティック・バイオレンス	D V と略されて使用される。直訳すると「家庭内の暴力」となる。「配偶者や恋人等の親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使われることが多い。 なお、暴力は身体的な暴力のみならず、精神的・性的暴力も含まれる。
	トラウマチェック	恐怖、ショック、異常体験などによる精神的な変調や行動上の変化(トラウマ反応)の有無や程度を、ある基準をもとに調べること。
な	二次的被害	被害に関する捜査や事情聴取、裁判などの過程における担当者や、被害を相談したり診療を受けたりする際に接する担当者等から、被害の状況を繰り返し尋ねられたり、性的な経験を聞かれたり、心無いことばをかけられたりすることなどにより、被害の苦しみを再度受けること。
	日本司法支援センター (法テラス)	"全国どこでも法的トラブルを解決するための情報やサービスを受けられる社会の実現"という理念の下に、国民向けの法的支援を行う中心的な機関として設立された法人。
は	配偶者からの暴力の防 止及び被害者の保護等 に関する法律	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等を図ることを目的とする。 ※平成13年10月13日施行
	配偶者暴力相談支援センター	配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律により、設置が都道府県に義務(市町村に努力義務)づけられているDV被害者救済のための拠点施設。センターでは次の業務を行う。 ① 相談 ② 医学的・心理学的な指導 ③ 一時保護 ④ 自立支援のための情報提供・援助 ⑤ 保護命令制度に関する情報提供・援助⑥ 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報の提供・援助
	ハローワーク浦和・就業 支援サテライト	平成24年10月に、武蔵浦和合同庁舎(ラムザタワー)にオープンした総合就業支援施設。全国2か所のハローワーク(埼玉・佐賀)で実施する「ハローワーク特区」を活用して設置された。県が行うカウンセリングなどのサービスとハローワークの職業紹介を一体化し、相談から就職までスムーズかつスピーディーにワンストップの支援に努めている。

は	保護命令	被害者が配偶者等からの身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きい時に、被害者からの申立てにより、裁判所が配偶者に対し、接近禁止命令や退去命令を発令する制度。
	母子緊急一時保護事業	様々な家庭の事情により緊急に保護を要する母子に対し、母子生活 支援施設への一時的な入所により必要な保護を行う事業。
	母子生活支援施設	母子家庭の母と子の福祉を図るため、入所、保護する施設。 単に母子に宿所を提供するだけでなく、生活、住宅、就職、教育等 母子家庭が抱える様々な問題について相談に応じ、自立を援助する ための施設。
	母子・父子自立支援員	配偶者のない者で現に児童を扶養している者及び寡婦に対し、その自立に必要な情報提供、相談指導等の支援並びに職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。 県福祉事務所に配置されている母子・父子自立支援員は、婦人相談員を兼務し、DV被害者の相談支援を行う。
	母子・父子福祉センター	県内4か所(東部中央・西部・北部・秩父)の県福祉事務所内に 設置している。ひとり親家庭に対して各種の相談に応じるとともに、 生活指導を行うなどひとり親家庭の福祉のための様々な支援を行って いる。
ま	マイナンバー	社会保障・税番号。住民票を有する全ての人に 1 人 1 つの番号を付番して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるもの。2015 年 10 月に国民に個人番号が通知され、2016 年 1 月から順次利用が開始されている。
	民事法律扶助制度	資力の乏しい方が法的トラブルにあったときに、無料法律相談を行い、必要な場合法律の専門家を紹介し、裁判費用や弁護士・司法書士の費用の立替えを行う制度。 この制度の申込窓口は、日本司法支援センター(法テラス)が行っている。
5	リベンジポルノ	交際中に撮影した元交際相手や元配偶者の裸などの性的画像を撮影 されている人の同意なく、インターネット上に公表すること。



埼玉県マスコット 「コバトン」・「さいたまっち」

配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画 (第4次)

平成 29 年 3 月

発行 埼玉県県民生活部男女共同参画課 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1 TEL 048-830-2925 FAX 048-830-4755 E-mail a2920@pref.saitama.lg.jp http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0309